

真岡市中小企業・小規模企業振興計画

令和2(2020)年3月

栃木県真岡市

はじめに

真岡市は、栃木県南東部に位置し、首都東京から90キロメートル圏内に属しています。かつては農業と商業が主な産業のまちでしたが、現在は約90社の企業が操業する大規模な工業団地を有するなど、農業・商業・工業がバランスよく調和した理想的な地方都市として発展しています。



市内事業者の大多数を占める中小企業・小規模企業は、これまで工業団地企業とともに地域の雇用と経済を支え、また、まちづくりにおいても地域社会の担い手として重要な役割を果たしてきました。

中小企業・小規模企業の振興については、平成29年12月には、行政や地域の基本的な考え方や枠組み、振興に関する施策の基本的事項などを定めた「中小企業・小規模企業の振興に関する条例」を制定し、この度、同条例に基づく商工業振興施策の実施計画として、「真岡市中小企業・小規模企業振興計画」を策定いたしました。

人口減少や少子高齢化の進行、経済活動のグローバル化など、社会・経済構造が大きく変化する中で、持続的に発展するまちづくりを進めていくためには、行政だけでなく、市民の皆様、事業者、商工団体、金融機関など、多くの関係機関が互いに連携を図りながら共通認識を持ち、協働して本市経済を発展させる必要があります。どうぞ皆様方の特段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました真岡商工会議所、にのみや商工会、真岡工業団地総合管理協会等関係団体の皆様をはじめ、アンケート調査において貴重なご意見をいただきました市内事業者の皆様から心から感謝申し上げます。

令和2年3月

真岡市長 石坂真一

目次

第1章 計画の概要	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の位置づけ	1
(3) 計画の対象	2
(4) 計画期間	3
(5) 策定体制	3
第2章 中小企業・小規模企業を取り巻く状況	4
1 時代の潮流	4
(1) 人口減少・少子高齢化	4
(2) 社会経済のグローバル化	4
(3) 第4次産業革命・Society5.0	5
(4) 働き方改革	5
2 中小企業振興にかかる国・県の動きと真岡市の取組	6
(1) 国の動き	6
(2) 栃木県の動き	7
(3) 真岡市の取組	8
3 真岡市の特性	10
(1) 位置・地勢	10
(2) 産業基盤	10
(3) 人口の状況	11
(4) 産業の状況	12
(5) 地域経済の状況	13
(6) 中小企業・小規模企業の状況	13
第3章 中小企業・小規模企業振興にかかる課題	14
1 経営改善、経営基盤の強化に向けて	14
2 創業・起業の促進に向けて	15
3 事業拡大・販路拡大に向けて	16
4 人材の育成・確保に向けて	17
5 円滑な事業承継に向けて	18
6 就業・雇用環境の充実に向けて	19
7 地域経済の発展に向けて	20
第4章 計画の基本的な方向	21
1 中小企業・小規模企業振興の視点	21
2 目指す将来像	22
3 各基本施策及び重点事業	23

第5章 施策の展開	24
基本施策1 経営革新や経営の強化・維持改善に向けた支援	24
事業者向け支援制度ガイドブックの概要	26
先端設備等導入計画の認定による固定資産税の特例措置（令和元年度）	26
工業団地等立地企業への補助金一覧（令和元年度）	27
キャッシュレス・消費者還元事業の概要	27
基本施策2 創業支援等事業計画及び関連事業の推進	28
創業支援等事業計画の概要	29
空き店舗利用者への家賃等補助	30
新製品開発・販路開拓支援補助金（創業者支援）	30
基本施策3 新技術・新商品の開発支援及び販路拡大への支援	31
産業財産権取得事業費補助金（令和2年度補助率アップ）	32
小規模事業者支援補助金（令和2年度新規事業）	33
ビジネスマッチング事業の概要	33
基本施策4 人材育成及び人材確保への支援	34
真岡市UIJターン就業定住助成金及び真岡市移住支援金	36
真岡市勤労者研修交流施設井頭温泉チャットパレスの概要	36
人材確保支援の概要	37
基本施策5 労働環境や勤労者福祉向上の支援	38
協定宿泊施設の利用料金助成（勤労者元気アップ支援事業）の概要	39
だれもが働きやすい職場環境づくりに向けた啓発	39
基本施策6 円滑な事業承継の支援	40
プッシュ型事業承継支援の概要	41
事業承継者支援補助金（令和2年度新規事業）	41
基本施策7 資金調達の支援	42
市商工振興資金の貸付	43
基本施策8 地域経済の発展・活力向上のための取組	44
プレミアム付き商品券の概要（令和元年度）	46
大産業祭の概要	46
第6章 計画の推進	47
1 推進体制	47
2 市の責務と各主体の役割	47
（1）市の責務	47
（2）中小企業者の努力	47
（3）中小企業支援団体・金融機関・教育機関等の役割	47
（4）大企業者の役割	48
（5）市民の役割	48
3 PDCAによる進捗管理	48

第1章 計画の概要

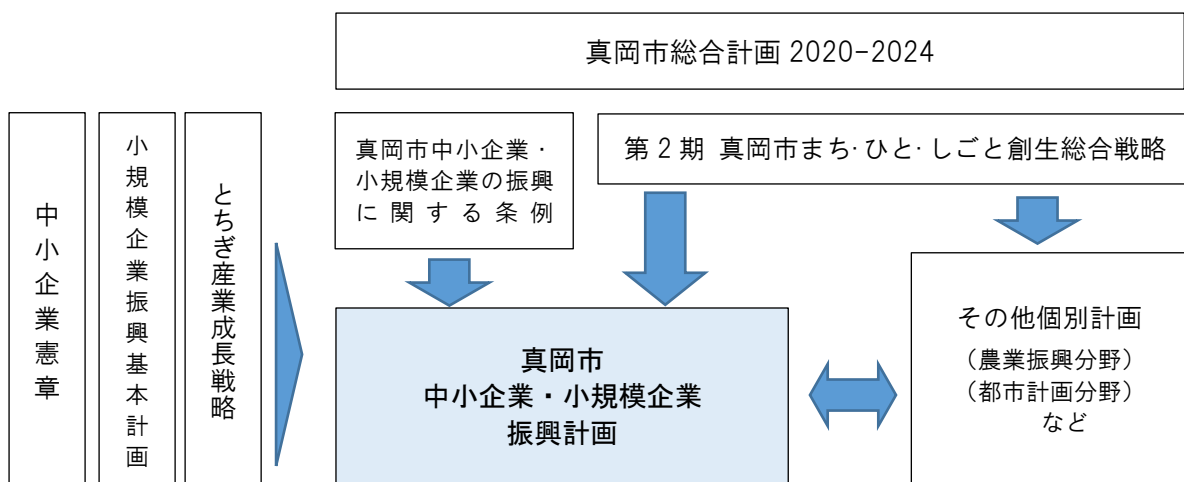
(1) 計画策定の趣旨

本市に立地する企業の大多数を占める中小企業・小規模企業は、地域の雇用と経済を支え、その発展に寄与するとともに、まちづくり等においても地域社会の担い手として重要な役割を果たしています。しかしながら、人口減少・少子高齢化の進行や経済活動のグローバル化の進展、情報通信技術の急速な普及等、社会・経済構造が大きく変化しており、将来に向けたまちづくりを進めていくためには、中小企業・小規模企業が果たしている役割を鑑み、その振興に向けて取り組んでいく必要があります。

こうした中、本市では、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、本市経済の健全な発展及び市民生活の向上に寄与すること目的に、平成29年12月に「真岡市中小企業・小規模企業の振興に関する条例」を制定しました。本計画は、条例に掲げる基本理念及び基本的施策に基づき、市民、事業者、経済団体等と連携を図りつつ、総合的かつ計画的な施策の推進を図ることを目的として策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「真岡市中小企業・小規模企業の振興に関する条例」を具現化するための計画です。また、国の「中小企業憲章」、「小規模企業振興基本計画」、栃木県の「とちぎ産業成長戦略」、本市の最上位計画である「真岡市総合計画 2020-2024」や「第2期真岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の方向性を踏まえるとともに、関連分野の個別計画との整合性を図るものとしします。



(3) 計画の対象

本計画の対象は、市内中小企業者及び小規模企業者です。工業・商業・サービスを基本的な対象分野としつつ、農業や観光の分野とも連携を図りながら、中小企業・小規模企業の振興を推進します。

なお、中小企業者及び小規模企業者の定義は以下のとおりとします。

中小企業者：中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、この計画においては、市内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。

小規模企業者：中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、この計画においては、市内に事務所等を有するものをいう。

■ 中小企業基本法における中小企業者・小規模企業者の定義

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、運輸業 その他（下記業種を除く）	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5千万円以下	50人以下	5人以下

■ 中小企業基本法における中小企業の範囲（上記基準も満たす必要あり）

該当する法人	該当しない法人
<p>【会社法に基づく会社】 株式会社、合名会社、 合資会社、合同会社、 有限会社、農業法人^{※1}</p> <p>【各関連法に基づく士業法人】 弁護士法人、監査法人、 税理士法人、行政書士法人、 司法書士法人、 特許業務法人、 社会保険労務士法人、 土地家屋調査士法人</p> <p>【法令により範囲が異なる事例^{※2}】 個人開業医、個人農家</p>	<p>【中小企業庁HPの事例より】 社会福祉法人、医療法人、学校法人、 特定非営利活動法人（特定NPO法人）、 一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、 農事組合法人、農業協同組合、 生活協同組合、有限責任事業組合 中小企業等協同組合法に基づく組合等</p> <p>【公法人と解される法人】 国、地方公共団体、公社、公団、金庫、公庫、 公共組合（土地区画整理組合、土地改良区、共済組合）、 独立行政法人（国立病院等、県立がんセンター）、 特殊法人（NTT、JT、日本年金機構、日本郵政、NHK等） 認可法人（日本銀行、日本赤十字社、商工会議所、商工会、 自動車安全運転センター等）</p>

※1 会社法の会社又は有限会社に限る

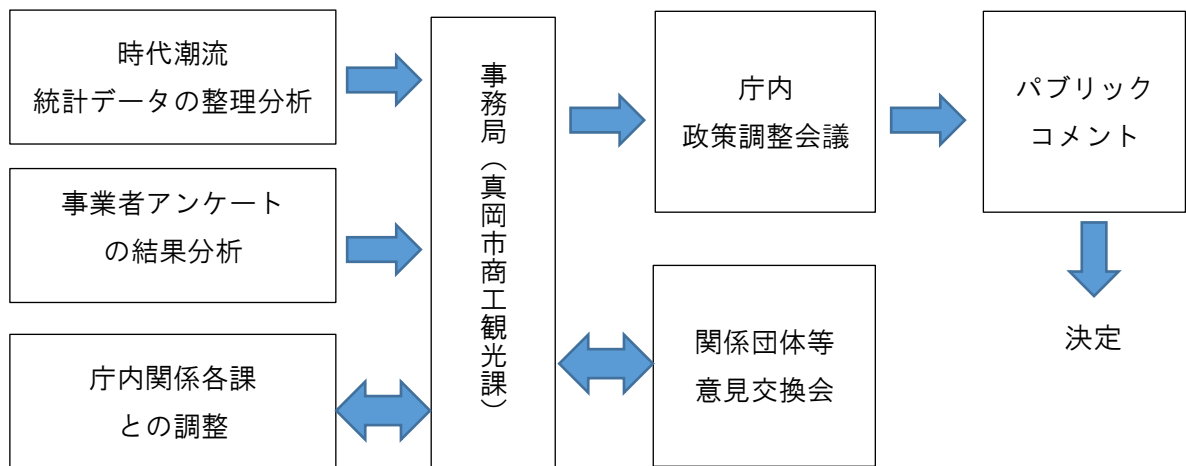
※2 「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」において中小企業者の範囲外になるなど、個別の法律や補助金等により定義が異なるため、法律の所管担当や補助金等の各窓口で確認が必要になる。

(4) 計画期間

本計画の期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5か年度とします。

(5) 策定体制

計画の策定にあたっては、「真岡市中小企業・小規模企業の振興に関する条例」の趣旨に鑑み、また、国・県の動向や時代潮流、本市の関連計画や統計データ、事業者アンケートの結果、関係団体等のご意見等を踏まえながら、市内中小企業に係る課題を整理し、中小企業の振興策の方向性や取組等を定めました。



■事業者アンケートの実施概要

調査対象	真岡商工会議所又はにのみや商工会の登録事業者、真岡第1～5工業団地及び大和田産業団地の立地事業者 1,885件
調査期日	平成31年4月1日時点
調査期間	令和元年7月22日～8月20日
調査方法	郵送配付・郵送回収による無記名アンケート
回収結果	623件（回収率33.1%）

第2章 中小企業・小規模企業を取り巻く状況

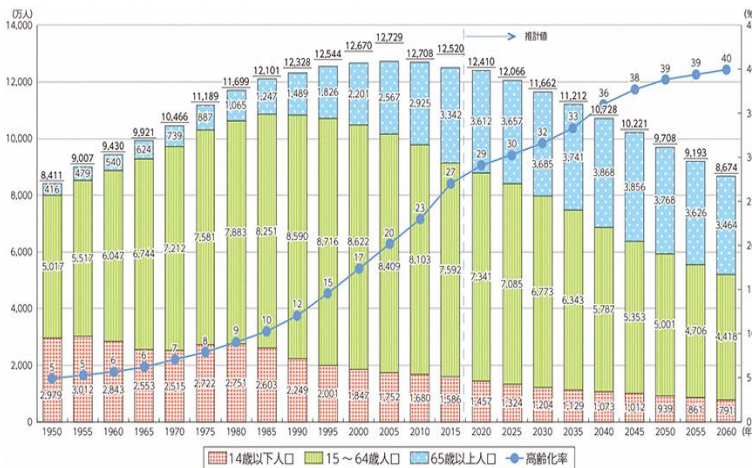
1 時代の潮流

(1) 人口減少・少子高齢化

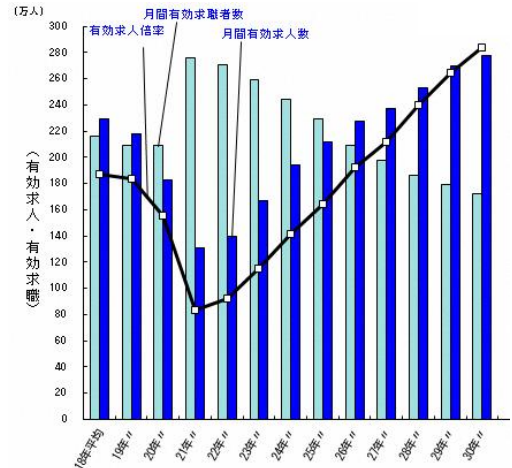
我が国の人口は、平成20年（2008年）をピークに減少局面に転じています。また、出生数が減少する一方、高齢化率が上昇し、国民の4人に1人以上が65歳以上の高齢者となっており、今後も少子高齢化が進行することが見込まれています。

人口減少・少子高齢化に伴い、地域における消費の縮小や生産年齢人口の減少といった影響が懸念されます。近年は、景気回復基調の中でいわゆる「団塊の世代」が退職期を迎え、人材不足が顕在化してきています。特に中小企業・小規模企業において深刻化してきており、従業員の確保に加え、事業承継が喫緊の課題となっている企業も多くなっています。

■ 年齢3区分別人口の推移



■ 有効求人倍率の推移



(2) 社会経済のグローバル化

社会経済活動のグローバル化を背景に、海外への販路拡大や生産拠点の海外移転など海外展開を進める中小企業が増えてきています。また、インバウンド拡大に伴う訪日外国人対策など海外需要を積極的に取り込もうとする取組が活発になっています。

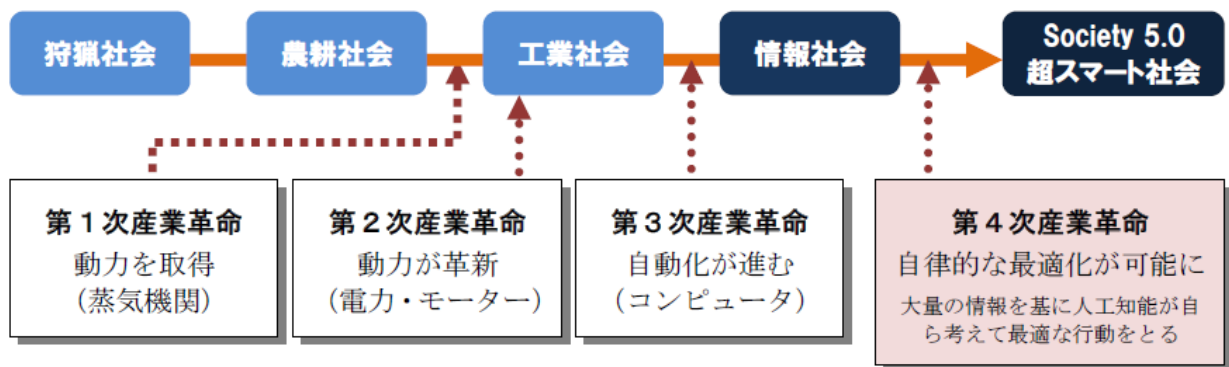
一方で、中小企業が海外展開を進めるにあたっては、資金面や人材確保のほか、法制度・商習慣の違いや政治リスク等への対応など、様々な困難に直面することもあります。

人口減少に伴う国内需要の長期的な停滞も見込まれる中、中小企業の積極的な海外展開に対する支援が求められています。

(3) 第4次産業革命・Society5.0

現在、世界を取り巻く社会経済では「第4次産業革命」がもたらされています。情報通信技術をはじめ先端技術の進化等を背景に、世界中の様々なモノがインターネットにつながるIoT時代が到来しています。それに伴い、データ流通量が飛躍的に増大し、それらビッグデータの分析・活用が広まっています。さらに、人工知能（AI）技術が進展し、生産性の向上や業務改善、市場開拓等への活用が注目されています。

こうした動きは生産、販売、消費といった経済活動に加え、健康、医療、公共サービス等の幅広い分野や、人々の働き方、ライフスタイルにも影響を与えると考えられており、国は、平成29年に閣議決定した「未来投資戦略2017」の中で、イノベーションをあらゆる産業や社会に取り入れ、様々な社会課題を解決する「Society5.0」の実現に向けた施策を推進するとしています。



(4) 働き方改革

長時間労働が社会問題化する中、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等を目的として働き方改革が進められ、関連法が令和元年4月から順次施行されています。

関連法では、時間外労働の上限規制や正規雇用労働者と非正規雇用労働者との不合理な待遇差の禁止等が規定されています。

2 中小企業振興にかかる国・県の動きと真岡市の取組

(1) 国の動き

① 中小企業基本法

中小企業に関する施策について、その基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、中小企業に関する施策を総合的に推進し、もつて国民経済の健全な発展及び国民生活の向上を図ることを目的して、昭和38年（1963年）に制定されました。

法に示された基本理念、基本方針に基づき、中小企業の経営の革新及び創業の促進、中小企業の経営基盤の強化、経済的社会的環境の変化への適応の円滑化、資金の供給の円滑化及び自己資本の充実に向けた施策を講じることが国の責務とされています。

② 中小企業憲章

平成22年（2010年）6月に閣議決定された「中小企業憲章」では、「中小企業は経済を牽引する力であり、社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす、国家の財産ともいふべき存在であるとの認識のもと、国内の少子高齢化や経済社会の停滞等の解消に向けて、医療、福祉、情報通信技術、地球温暖化問題をはじめとする環境・エネルギーなど市場の成長が期待できる分野で力を発揮し、豊かな経済、安心できる社会、そして人々の活力をもたらし、日本が世界に先駆けて未来を切り拓くモデルを示す。」としています。

③ 小規模企業振興基本法・小規模企業振興基本計画

平成26年（2014年）6月に制定された「小規模企業振興基本法」では、小規模企業の振興においては、個人事業者をはじめ自己の知識及び技能を活用して多様な事業を創出する小企業者が、多様な主体との連携及び協働を推進することによりその事業の持続的な発展が図られること、そして、小企業者がその経営資源を有効に活用し、活力の向上が図られ、円滑かつ着実な事業の運営が確保されるよう考慮することを基本原則としています。

また、法に基づき、小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、令和元年6月に「小規模企業振興基本計画（Ⅱ期）」が策定されています。

(2) 栃木県の動き

① 栃木県中小企業・小規模企業の振興に関する条例

栃木県は、中小企業の果たす役割とその重要性を認識し、中小企業の成長発展と小規模企業の事業の持続的な発展に取り組むため、県を挙げて推進していくとともに、そのよりどころとするため、平成 27 年（2015 年）12 月に「栃木県中小企業・小規模企業の振興に関する条例」を制定しました。

条例では、中小企業・小規模企業の振興に関する基本理念及び県の責務を明示するとともに、以下の基本的施策を掲げています。

【基本的施策】

- 創業の促進、経営の改善及び向上、事業承継の円滑化（第 14 条）
 - 新たな技術、製品及び役務の開発の促進（第 15 条）
 - 地域資源を活用した事業活動の促進（第 17 条）
 - 人材の育成及び確保（第 19 条）
 - 産学官金連携の促進（第 21 条）
 - 災害時等における事業の円滑な継続（第 22 条）
 - 小規模企業への配慮（第 23 条）
 - 販路開拓の促進（第 16 条）
 - 海外への事業展開の促進（第 18 条）
 - 資金の円滑な供給（第 20 条）
- ・小規模企業者の経営相談等の体制整備や経営資源の確保のための施策の実施
商工会議所、商工会等が実施する取組に対する施策の実施

② とちぎ産業成長戦略

栃木県では、平成 23 年（2011 年）3 月に「新・とちぎ産業プラン」を策定し、自動車、航空宇宙、医療機器、光、環境の「重点 5 分野」の振興や“フードバレーとちぎ”の推進、小規模事業者の支援、海外販路開拓の支援など、様々な産業振興施策に取り組んできました。

その後、県産業を取り巻く社会経済情勢の変化等を踏まえ、平成 28 年度（2016 年度）を初年度とする「とちぎ産業成長戦略」を策定しています。

戦略では、県産業の目指すべき将来像とその実現に向けた産業振興施策の方向及び具体的な取組が示されています。また、中小企業・小規模企業に関する項目については、「栃木県中小企業・小規模企業の振興に関する条例」に基づく指針として位置付けています。

【県産業が目指すべき姿（将来像）】

価値を創造し、躍進する“とちぎの産業”

～地域(まち)・ひと・企業(しごと)で織りなす産業の価値の創造～

【基本姿勢】

- すべての県民、企業が産業振興を支える担い手として協働する
- すべての地域が連携・協力する
- 常に先見性を持ち、経済や社会の環境変化に対応する

(3) 真岡市の取組

① 真岡市総合計画

市政運営の最上位計画にあたる「第11次市勢発展長期計画」が令和元年度で最終年度を迎えたことから、新たな時代に適合した市政を推進するための指針として、令和2年度から令和6年度までの5か年間の計画期間とする「真岡市総合計画 2020-2024」を策定しています。

■真岡市総合計画 2020-2024 の概要

【将来都市像】 JUMP UP もおか ～だれもが“わくわく”するまち～

- 政策1 「人づくり」～豊かなこころアップ!～
- 政策2 「笑顔づくり」～安心と元気アップ!～
- 政策3 「にぎわいづくり」～まちの活力アップ!～

農業、商業、工業、観光等、各種産業のバランスのとれた発展を図るとともに、首都圏への地理的優位性や物流の基幹となる北関東自動車道や国道294号、国道408号鬼怒テクノ通りを活かした産業基盤の整備を図ります。また、日本一の生産量・販売額を誇るいちごをはじめ、SLや真岡木綿を活かした観光資源の活用により、地域と産業が調和する活力あるまちづくりに努めます。

- 政策4 「都市づくり」～暮らしやすさアップ!～
- 政策5 「環境づくり」～安全なまちアップ!～
- 政策6 「魅力づくり」～市民の力アップ!～
- 政策7 「行政経営づくり」～効率・効果アップ!～

【まちづくりの基本戦略～重点プロジェクト～】

プロジェクト4 とちぎをリードする産業プロジェクト

東京圏を意識した戦略的な園芸農業の推進や、魅力ある産業の創出により、若い世代を呼び込み、経済活動を県内トップクラスに伸ばす取組を推進します。

② 真岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略

本市は、国が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方や政策5原則等を基に、人口減少の克服と地域経済活性化を目指し、令和2年度から令和6年度までの5か年間を計画期間とする「第2期真岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しています。

第2期総合戦略では、その基本目標のひとつに「人材を育て、しごとをつくり、安心して働ける環境をつくる」を掲げ、地域経済への波及効果が期待される企業誘致のさらなる推進や魅力ある産業の振興、雇用確保の推進に取り組むとしています。

■第2期真岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要(一部抜粋)

基本目標1 人材を育て、しごとをつくり、安心して働ける環境をつくる

- ① 企業誘致の推進
- ② 魅力ある産業の振興
- ③ 雇用確保の推進

③ 中小企業・小規模企業の振興に関する条例

中小企業・小規模企業の振興に関し、基本理念を定め、及び市の責務等を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、本市経済の健全な発展及び市民生活の向上に寄与するため、平成29年12月に「真岡市中小企業・小規模企業の振興に関する条例」を制定しました。

【基本的施策】

- (1) 中小企業者の経営の改善、経営基盤の強化を促進すること。
- (2) 中小企業者の創業を促進すること。
- (3) 中小企業者の技術、製品及び役務の事業拡大並びに販路開拓を支援すること。
- (4) 中小企業者における人材の育成及び確保を図ること。
- (5) 中小企業の従業員の福利厚生の実施を図ること。
- (6) 中小企業者の円滑な事業の承継を図ること。
- (7) 中小企業者の資金調達の円滑化を図ること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を推進すること。

3 真岡市の特性

(1) 位置・地勢

本市は栃木県の南東部に位置し、東に連なる八溝山地、西に流れる鬼怒川を抱える自然豊かな都市です。首都東京から90キロメートル圏内に属し、東京駅から東北新幹線を使えば約1時間40分の距離にあります。年間の平均気温は13.0度（最高19.0度、最低7.7度）、平均降水量は1275.9ミリメートル。雪はときどき降りますがそれほど多くはなく、比較的温暖で暮らしやすい気候です。



(2) 産業基盤

市の面積167.34平方キロメートル、人口79,115人（令和2年1月1日現在）。

かつては農業と商業が主な産業でしたが、現在は大規模な工業団地を有するハイテク都市として発展を続けています。農業・商業・工業がバランスよく調和した産業都市です。

北関東自動車道真岡ICを中心に、東西南北を結ぶ多様な道路交通網が整備されており、県内外の通勤・アクセスに便利な地域です。また、真岡IC周辺は、広大な工業団地が広がる一大工業エリアとなっています。

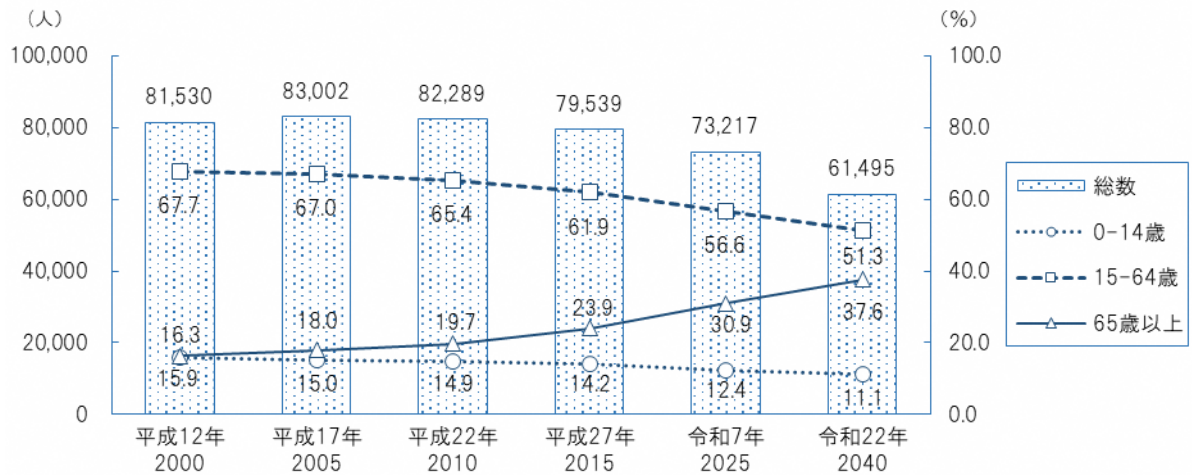
南エリアは生産量日本一を誇る市のいちご産地の中心エリアとなっています。



(3) 人口の状況

真岡市の総人口は、平成17年以降、継続して減少傾向にあり、平成27年(2015年)の国勢調査では総人口が79,539人、高齢化率が23.9%となっています。今後も急速な人口減少・少子高齢化の進行が見込まれ、令和22年(2040年)には総人口が6万人強、高齢化率が4割弱まで上昇すると推計されています。

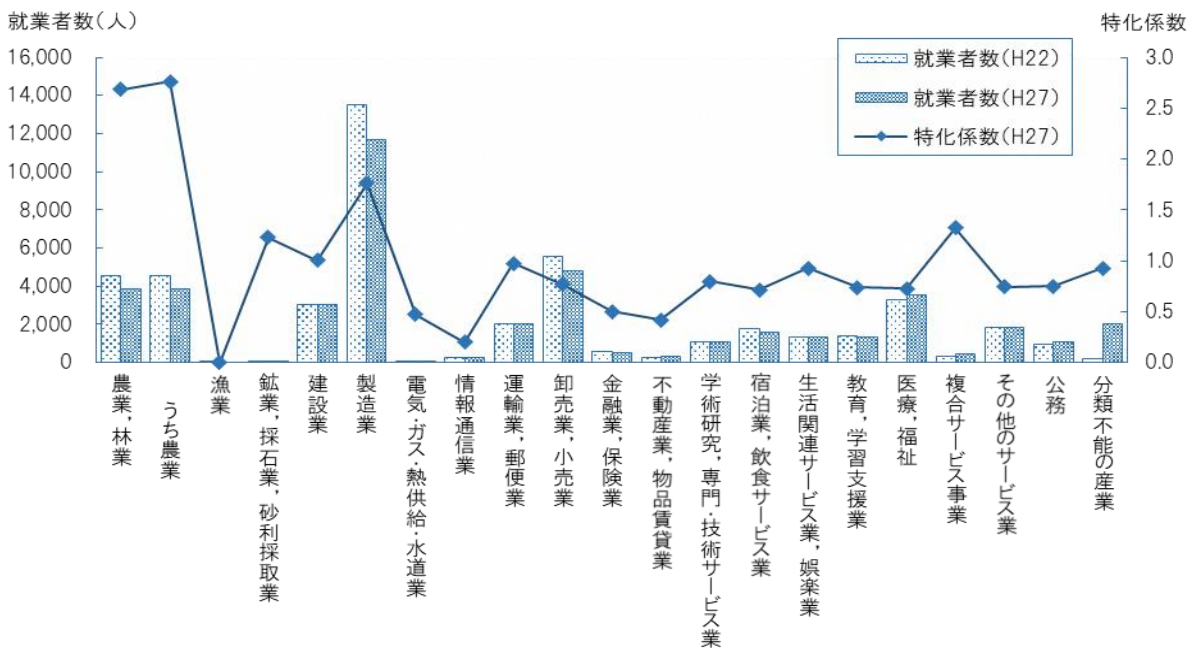
■総人口及び年齢3区分別構成比の推移



資料：平成27年までは国勢調査、以降は国立社会保障・人口問題研究所推計

生産年齢人口の減少等に伴い、本市の就業者数も減少傾向にあります。特に、特化係数の高い(本市の強みである)農業、製造業の他、卸売・小売業、宿泊業・飲食サービス業で減少している状況がみられます。

■産業別就業者数及び特化係数



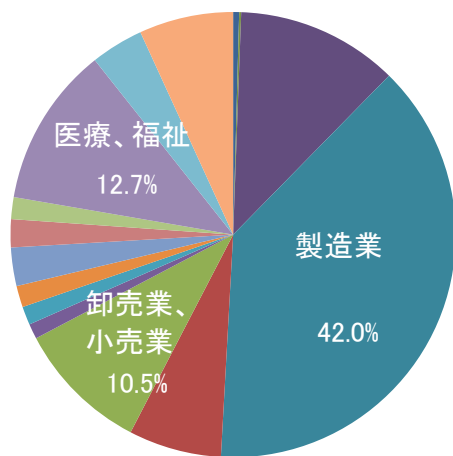
資料：国勢調査

(4) 産業の状況

産業における付加価値額では、「製造業」が最も高い割合を占め、本市にとって重要な産業となっています。「製造業」の付加価値額の内訳をみると、「食料品」「家具・装備品」「窯業・土石製品」等の割合が多くなっています。

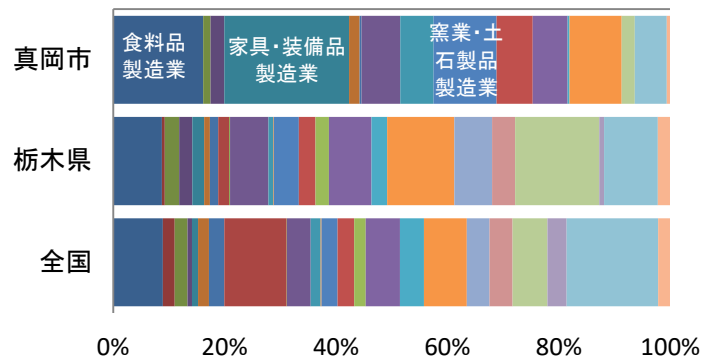
本市の工業の製造品出荷額や従業者数はリーマンショック以降、持ち直し基調にあります。商業では、従業員数、年間商品販売額は一度減退したものの、回復の傾向がうかがえます。

■産業別付加価値額の構成比



資料：経済センサス-活動調査

■「製造業」の付加価値額の内訳（構成比）



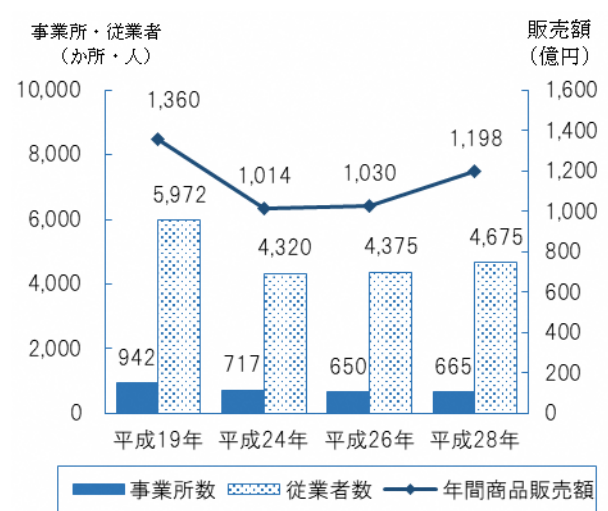
資料：経済センサス-活動調査

■製造品出荷額等及び事業所数・従業者数の推移



資料：工業統計調査

■年間商品販売額及び事業所数・従業者数の推移



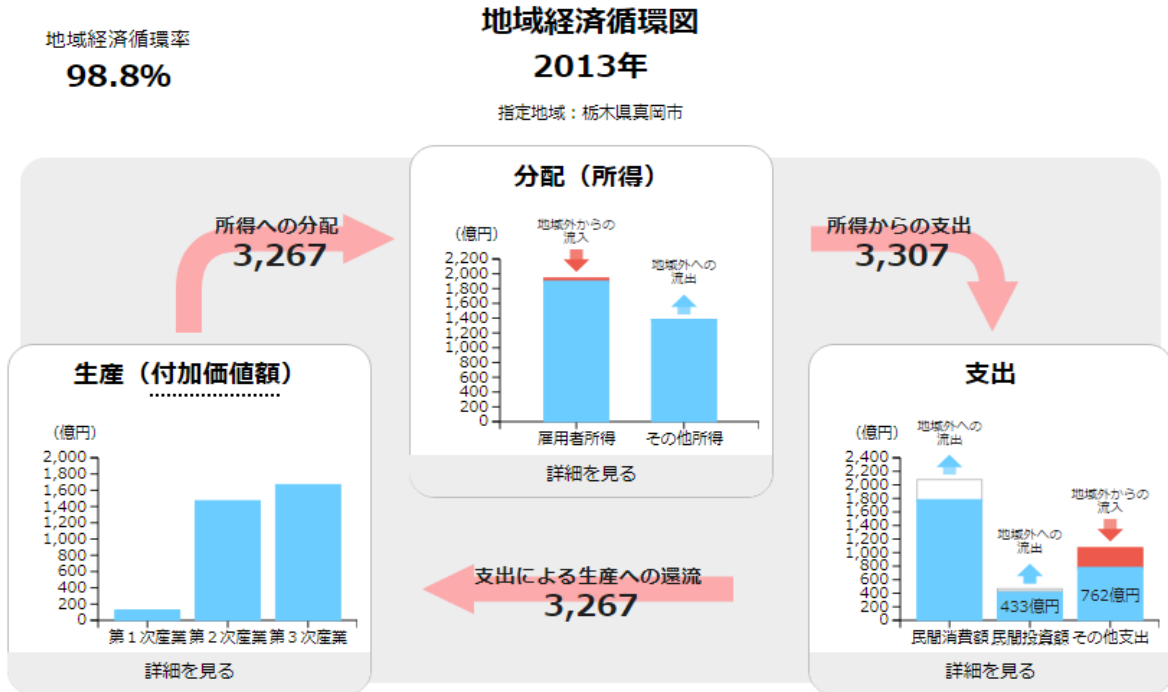
※平成19年は合併前の旧二宮町分を含む

資料：商業統計調査

(5) 地域経済の状況

本市の2013年における地域経済循環図をみると、生産÷分配で算出される地域経済循環率は98.8%で経済自立度は高いものとなっています。

■地域経済循環の状況



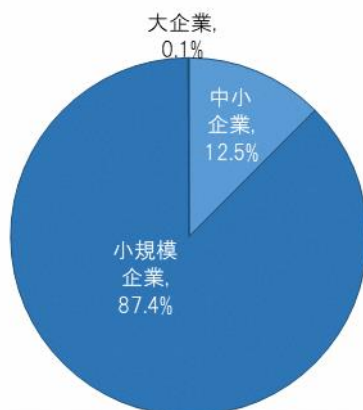
資料：RESAS（地域経済分析システム）

(6) 中小企業・小規模企業の状況

市内企業の規模別の構成をみると、9割近くが小規模企業となっています。

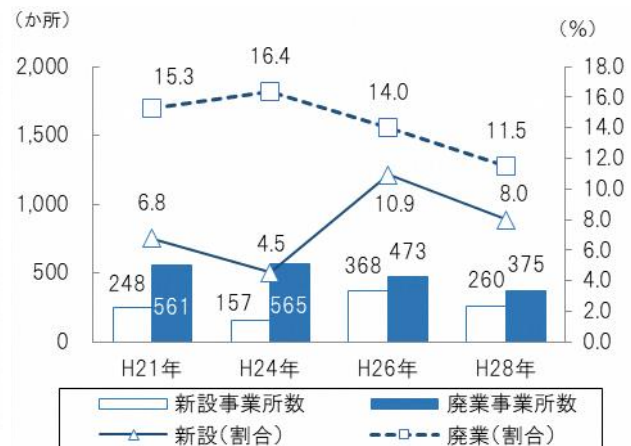
事業所の新設・廃業の状況をみると、廃業事業所は減少傾向にあるものの、新設事業所よりもやや多くなっています。

■規模別企業の構成比(2016年)



資料：中小企業庁「市町村中小企業数」

■新設・廃業事業所数・率の推移



資料：経済センサス-基礎調査、活動調査

第3章 中小企業・小規模企業振興にかかる課題

1 経営改善、経営基盤の強化に向けて

(時代潮流より)

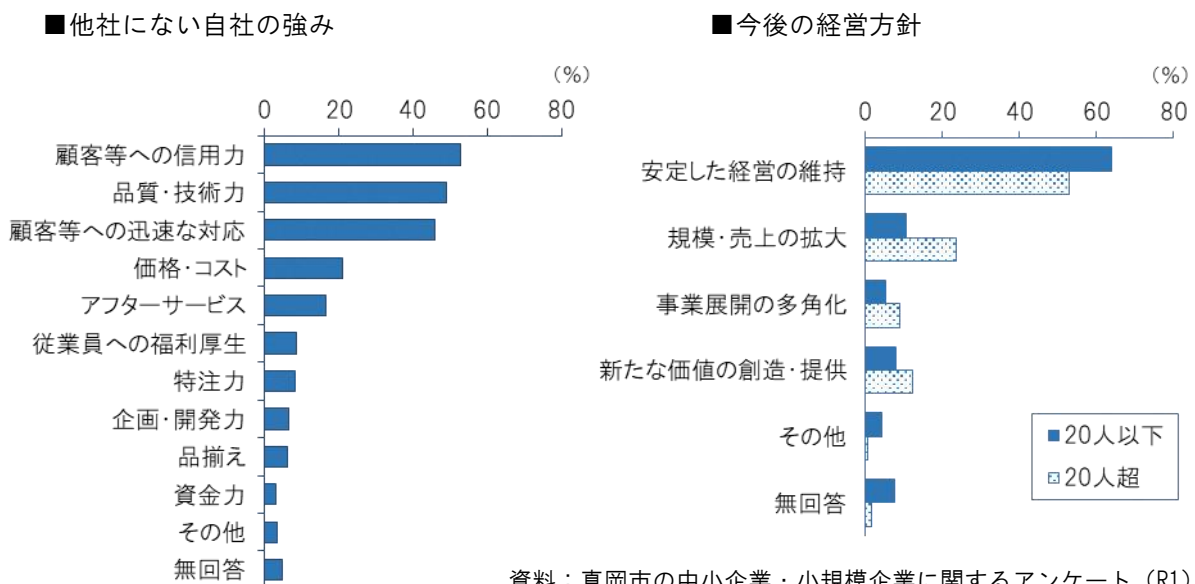
- 人口減少・少子高齢化等に伴う国内市場の縮小が懸念されています。
- 急速に進む情報通信技術の発展、IoT、AI、キャッシュレス化等への対応が求められています。

(本市の特性より)

- 小規模企業者が9割を占めています。
- バランスのよい産業基盤と高い地域経済循環率を強みとしています。

(事業者アンケートより)

- 個人事業主の6割弱がここ数年の売上が減少していると回答しています。
- 自社の強みとして、顧客等への信用力や迅速な対応、品質・技術力の割合が高くなっています。
- 今後の経営方針として、6割以上が「安定した経営の維持」を最も重要視。規模が小さいほどその傾向が高くなっています。



- 厳しい事業環境の中、安定した経営の維持を支援するため、経営改善、経営基盤の強化に向けた経営相談、支援の充実を図っていく必要があります。
- Society5.0やインバウンド対策、キャッシュレス化対応等、社会経済環境の変化に対応していくための支援を推進していく必要があります。

2 創業・起業の促進に向けて

(時代潮流より)

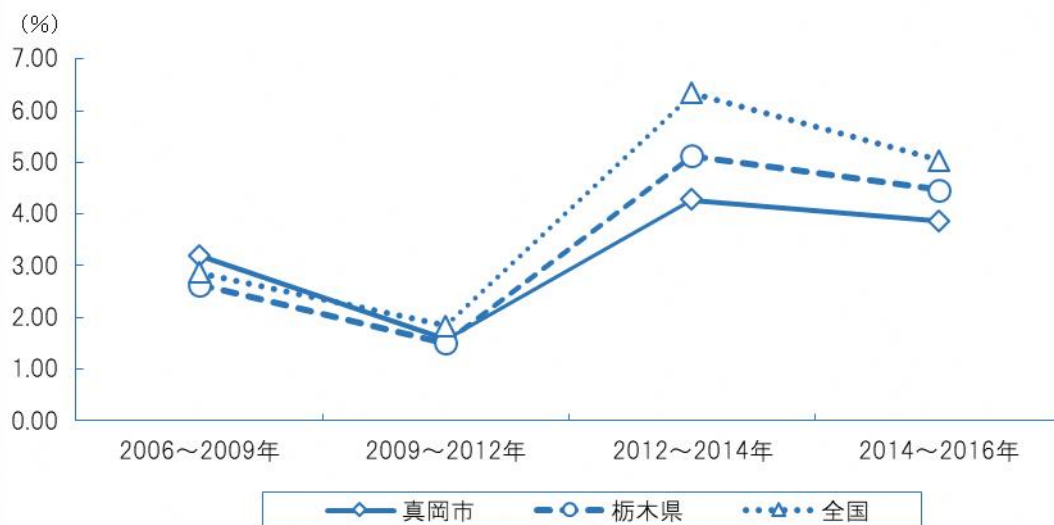
○多様な働き方の実現や地方創生に向けて、国及び地方自治体は創業支援に力を入れています。

○我が国の開業率、創業志向は低く、創業比率は減少傾向にあります

(本市の特性より)

○2014-2016年の創業比率をみると、全国、県平均と比較して本市の創業比率は低い状況にあります。

■創業比率の推移



資料：総務省「経済センサス-基礎調査」、総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

注：「平成21年経済センサス-基礎調査」及び「平成24年経済センサス-活動調査」では、新設事業所の定義が異なるため、「2006-2009年」及び「2009-2012年」の創業比率は、前後の数字と単純に比較できない。

(事業者アンケートより)

○今後必要な公的機関の取組として「創業者の育成・支援」と回答した事業所は1割弱です。個人事業主で比較的割合が高くなっています。



○地域に新たな活力をもたらす創業を促進するためにも、創業希望者等への支援の充実と併せて、創業を目指す経営者の育成を図っていく必要があります。

3 事業拡大・販路拡大に向けて

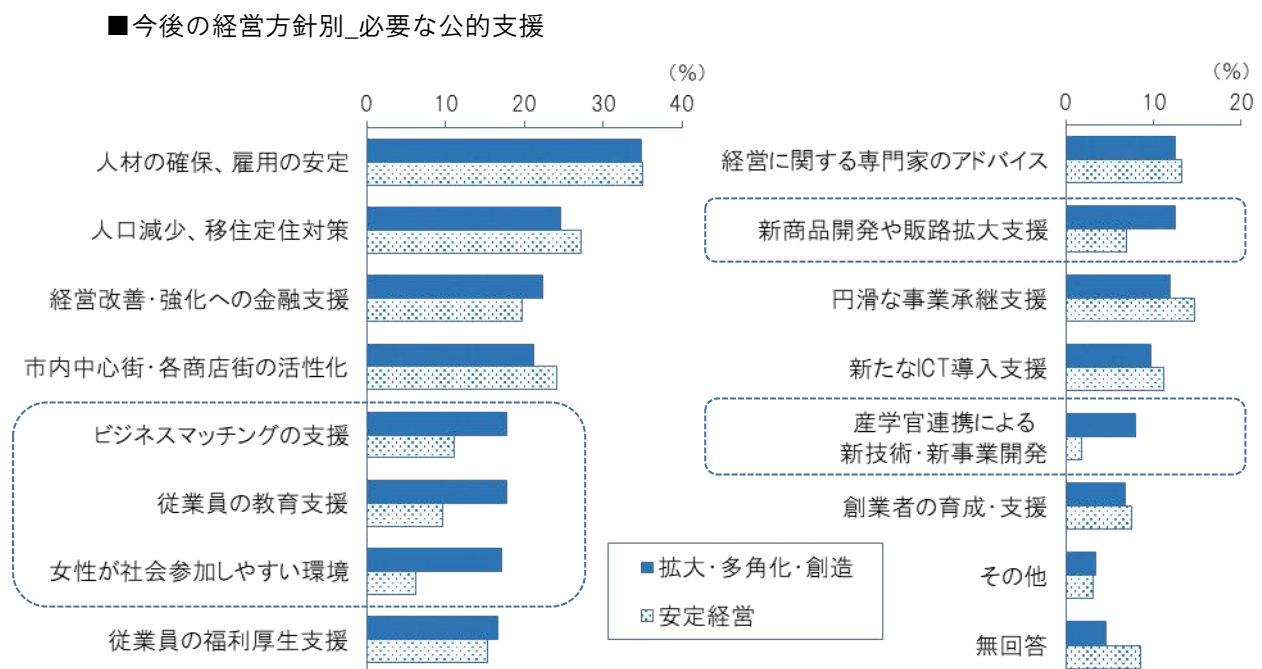
(時代潮流より)

○社会経済の国際化や情報通信技術の発達、消費行動の変化等に伴い、流通構造が大きく変化しています。

(事業者アンケートより)

○今後の経営方針として、規模・売上の拡大や事業展開の多角化、新たな価値の創造・提供とする事業所はそれぞれ1割前後となっています。

○それらを目指す事業所が求める公的支援は、安定した経営の維持とする事業所に比べ「新商品の開発や販路拡大、新たなICTの導入、ビジネスマッチング、産学官連携のほか、女性が社会に参加しやすい環境づくりや人口減少対策など地域社会の課題解決を挙げる事業所の割合が高くなっています。



資料：真岡市の中小企業・小規模企業に関するアンケート (R1)



○限られた経営資源の中、新規事業の展開や販路拡大等にチャレンジする中小企業・小規模企業の多様なビジネスモデル等を事業化するための支援を行っていく必要があります。

○そのためにも、多様な連携づくりの促進や先端技術の導入支援、新技術・新商品の開発支援等を推進することが重要です。

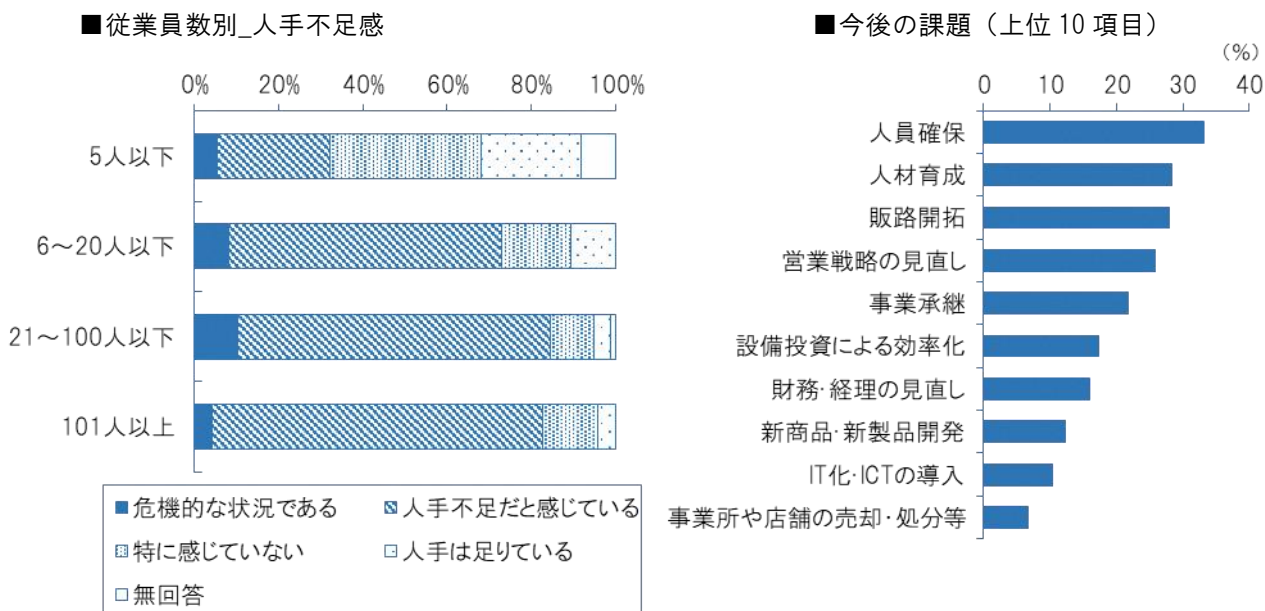
4 人材の育成・確保に向けて

(時代潮流より)

- 安定志向やグローバル化等を背景に優秀な人材の大企業や海外への流出が懸念されます。
- 労働力確保の視点からも、女性や高齢者、障がい者、外国人等の活躍が期待されています。

(事業者アンケートより)

- 全体の4割強が「人手不足だと感じている」と回答。規模が大きい企業ほど人手不足感が高くなっています。
- 今後の課題として「人材確保」の割合が最も高く、「人材の確保、雇用の安定に関する支援」が求められています。特に規模・売上の拡大を目指す企業やここ数年売り上げが増えている企業でその傾向が強くなっています。



資料：真岡市の中小企業・小規模企業に関するアンケート (R1)



○多くの中小企業・小規模企業が抱える人材の確保に向けて、本市産業の魅力を伝えつつ、新規学卒者やUIJターンを希望する学生・若者等へのアプローチやマッチングを支援していく必要があります。

5 円滑な事業承継に向けて

(時代潮流より)

○経営者の高齢化等に伴い、事業承継が課題となっており、特に小規模企業数が減少しています。

(本市の特性より)

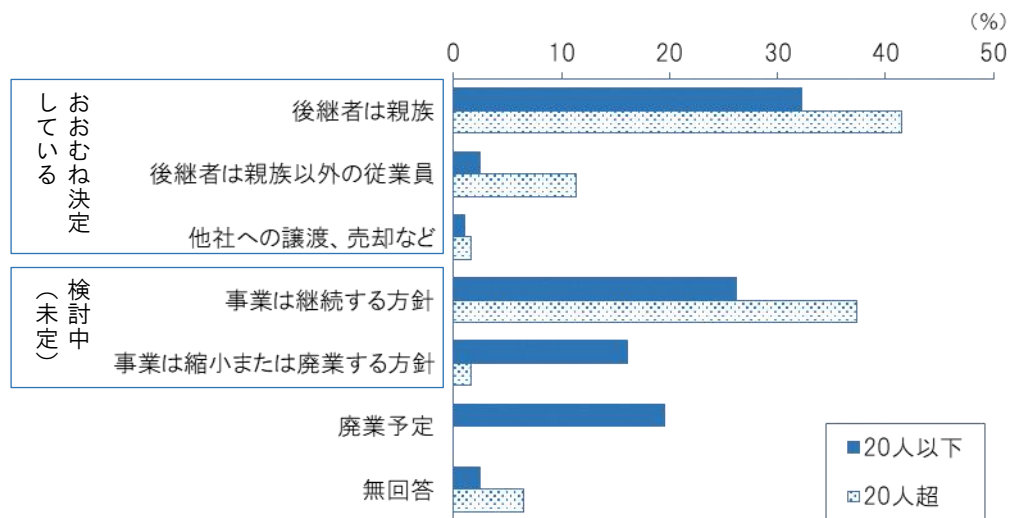
○およそ9割を小規模企業者が占めており、事業所数が減少傾向にあります。

(事業者アンケートより)

○後継者について、全体の4割以上が「検討中(未定)」と回答しています。そのうち、20人超の事業所では「事業は継続する方針」の割合が高く、20人以下の事業所では「事業は縮小または廃業する方針」としています。さらに、20人以下の事業所の約2割が「廃業予定」としており、特に飲食業、小売業、サービス業等でその割合が比較的高くなっています。

○今後の課題として「事業承継」とする事業所は2割強となっています。従業員が6~10人規模の事業者では3割半ばと比較的高くなっています。

■事業承継(後継者)について



資料：真岡市の中小企業・小規模企業に関するアンケート (R1)

○地域経済の持続的な発展のためにも、中小企業・小規模企業の円滑な事業承継を支援していく必要があります。

6 就業・雇用環境の充実に向けて

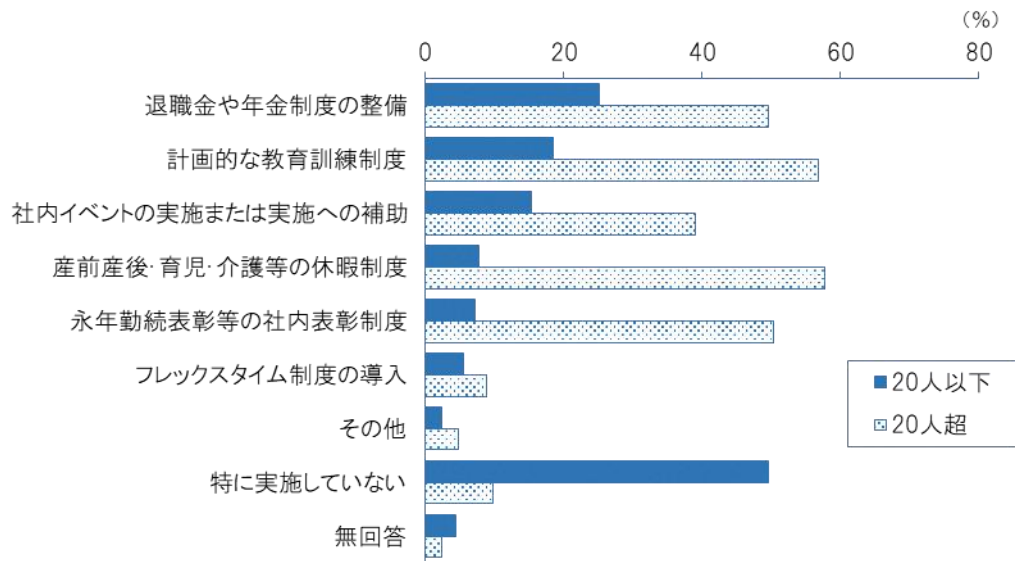
(時代潮流より)

- 長時間労働の是正や多様な働き方の実現等に向けた「働き方改革」が推進されています。
- 生産年齢人口の減少等に伴う人材不足の中、多様な人材の確保・定着のためにも雇用環境の充実が求められています。

(事業者アンケートより)

- 魅力ある職場づくりに向けて取り組んでいることについて、全体の4割の事業者（従業員なし除く）が「特に実施していない」と回答しており、規模が小さい事業所ほどその割合が高くなっています。
- 従業員20人超の企業では「産前産後、育児・介護等の休暇制度による支援」、「計画的な教育訓練制度」が約6割で、20人以下の企業と大きな差がみられます。その他、退職金・年金制度、社内表彰等においても規模による差が大きくなっています。

■ 魅力ある職場づくりのための取組



資料：真岡市の中小企業・小規模企業に関するアンケート（R1）



○就労・雇用環境の改善、充実に向けて中小企業・小規模企業への啓発を行うとともに、企業側の負担軽減のための取組を推進する必要があります。

7 地域経済の発展に向けて

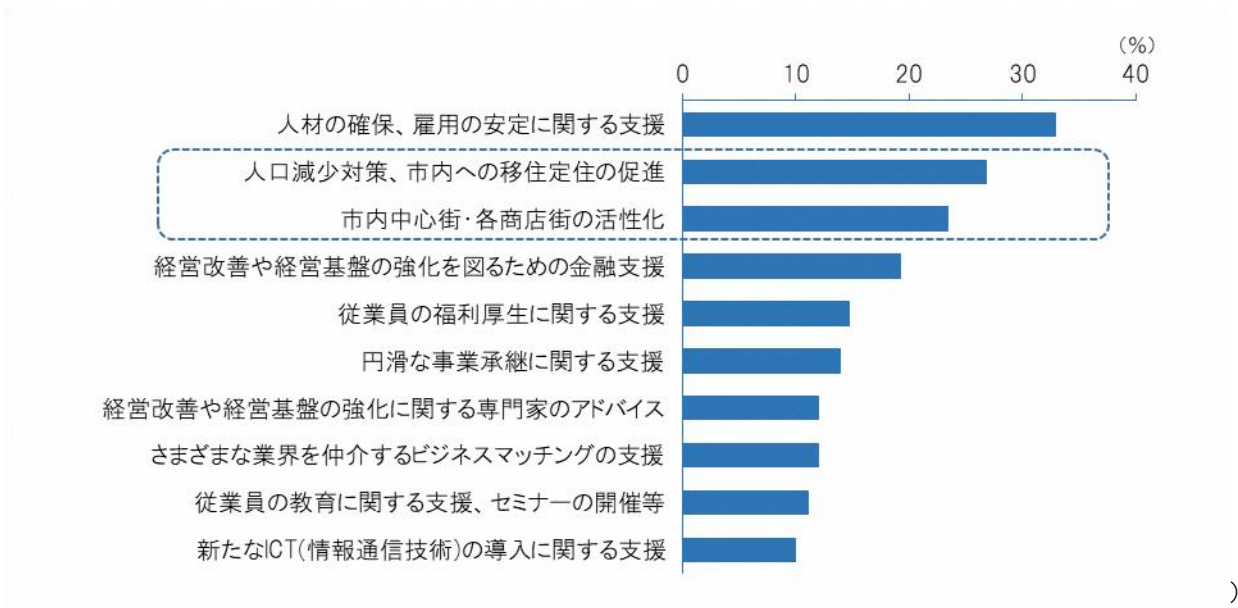
(時代潮流より)

○地域経済循環率が高く、地域経済の活性化は市内中小企業・小規模企業の振興につながりやすい構造といえます。

(事業者アンケートより)

○公的機関の取組で特に必要と思われることとして、人材の確保に次いで、人口減少対策、市内への移住定住の促進や市内中心街・各商店街の活性化の割合が高くなっています。

■特に必要と思われる公的機関の取組（上位10項目）



○市内消費の拡大や賑わいの創出、市内産業の連携等により、地域全体の活性化を図り、中小企業・小規模企業の振興につなげていくことが重要です。

第4章 計画の基本的な方向

1 中小企業・小規模企業振興の視点

中小企業・小規模企業は、地域経済を支える重要な役割を果たすとともに、地域に密着し、コミュニティ機能を維持していくために欠かせない存在です。また、顔の見える信頼関係に基づいた取引を強みとし、国内外のニッチな需要を開拓する潜在的な対応力を有しています。

一方で、資金、人材、人口減少・少子高齢化や社会経済のグローバル化、第4次産業革命といった構造変化の影響を受けやすく、様々な側面から地域ぐるみで支援し、中小企業・小規模企業が抱える課題を補い合い、その力を最大限発揮していく経営を促進していく必要があります。

こうしたことを踏まえ、中小企業・小規模企業の振興における視点を以下のとおりとします。

視点1 経営力の底上げ ～支える・育む～

市内中小企業・小規模企業が抱える経営課題の解決を支援し、経営基盤を強化するとともに、持続的な発展を支えることにより、市内企業・事業所の経営力の底上げを図ります。

視点2 多様な連携の拡大 ～つなげる・ひろげる～

大学や研究機関等との連携や異業種・異分野企業の連携など、多様な連携機会の創出・促進を図ることにより、新たな事業展開や販路拡大等につなげます。

視点3 新たな価値の創出 ～生み出す・高める～

市内中小企業・小規模企業がこれまで培ってきた技術や製品・商品、サービスの価値を高めつつ、新たな技術や製品・商品、サービスを創造していくための支援の充実を図ります。

2 目指す将来像

活力・UP！もおか

とちぎの産業をリードする価値の創造と力強い中小企業

地理的優位性と整備された産業基盤を強みとし、さらなる活力向上を目指し、市内中小企業・小規模企業がこれまで培った技術や商品・サービスの価値を高めつつ、多様な連携や創業支援、企業誘致等を通して新たな価値・活力を創造し、とちぎの産業をリードする地域経済づくりと持続的な発展を支援します。

■成果指標

1 工業統計

指標	現状値 (平成 30 年)	目標値 (令和 6 年)	資料
事業所数	177 事業所	200 事業所	栃木県の工業 H30 (H29 対象) 市内製造業 ※従業員 4 人以上
従業員数	13,574 人	14,000 人	
製造品出荷額等	6,205 億円	6,300 億円	

2 商業統計

指標	現状値 (平成 28 年)	目標値 (令和 6 年)	資料
事業所数	665 事業所	680 事業所	平成 28 年経済センサス活動調査 (H27 対象) 市内卸売業・小売業
従業員数	4,675 人	4,800 人	
年間商品販売額	1,198 億円	1,200 億円	

3 各基本施策及び重点事業

本計画の基本施策に対する重点事業を下記に示します。本計画の開始年度である令和2年度からは、事業者向けの支援制度ガイドブックをリニューアルするほか、既存事業の改善や新規補助金の創設などを実施します。

<p>基本施策 1 経営革新や経営の強化・維持改善に向けた支援</p>	<p>事業者向け支援制度ガイドブックの作成 ⇒P24、26 先端設備等導入計画の認定による固定資産税の特例措置 ⇒P24、26</p>	<p>令和2年度 支援制度ガイドブック作成</p>
<p>基本施策 2 創業支援事業計画及び関連事業の推進</p>	<p>創業支援等事業計画の概要 ⇒P28、29 空き店舗利用者への家賃等補助 ⇒P28、30 新製品開発・販路開拓支援補助金⇒P29、30</p>	
<p>基本施策 3 新技術・新商品の開発支援及び販路拡大への支援</p>	<p>産業財産権取得事業費補助金 ⇒P32 事業承継者支援補助金⇒P32、41 小規模事業者支援補助金⇒P32、33</p>	<p>令和2年度 補助率アップ</p>
<p>基本施策 4 人材育成及び人材確保への支援</p>	<p>地元学生との交流事業による人材確保の支援 ⇒P33、35 真岡市 UIJ ターン就業定住助成金及び真岡市移住支援金 ⇒P35、36</p>	<p>令和2年度 新規創設</p>
<p>基本施策 5 労働環境や勤労者福祉向上の支援</p>	<p>勤労者元気アップ支援事業 ⇒P38、39 だれもが働きやすい職場環境づくりに向けた啓発 ⇒P38、39</p>	
<p>基本施策 6 円滑な事業承継の支援</p>	<p>事業承継者支援補助金⇒P40、41 プッシュ型事業承継支援の概要 ⇒P40、41</p>	<p>令和2年度 新規創設</p>
<p>基本施策 7 資金調達の支援</p>	<p>商工振興資金(運転資金・設備資金等)の貸付 ⇒P42、43</p>	
<p>基本施策 8 地域経済の発展・活力向上のための取組</p>	<p>プレミアム付き商品券の概要 ⇒P44、46</p>	<p>令和2年度 補助金アップ</p>

第5章 施策の展開

基本施策1 経営革新や経営の強化・維持改善に向けた支援

■施策の方向性

社会経済環境の変化に対応し、先端技術等を取り入れながら、経営革新に取り組む中小企業・小規模企業を支援します。また、中小企業・小規模企業が抱える経営課題の解決を支援し、経営基盤の強化及び維持改善を図ります。

■具体的な取組

1-1 経営強化に向けた支援、相談指導

- 商工団体や関係機関等と連携を図りながら、経営基盤強化のための各種支援の充実を図るとともに、経営相談・指導における利便性を高め、各種制度の円滑な活用につなげます。
- 社会構造や経済環境の変化に対応し、需要に応じた事業展開を図るための支援を行います。
- 自然災害等による被害を最小限に抑制し、できる限り事業を継続し、あるいは早期に再開できるための支援を行います。

【主な推進事業】

事業名	事業概要
相談窓口の連携強化	商工団体及び関係機関における相談窓口の連携を強化し、利便性を高めることにより、経営指導や資金調達、補助金など各種支援事業の円滑な活用を促進します。
事業者向け支援制度ガイドブックの作成	事業者向けの補助金や融資制度を編集した市独自のガイドブックを作成し配布することにより、各種支援事業の周知を図ります。 ⇒P26（重点事業）参照
先端設備等導入計画の認定による固定資産税の特例措置	労働生産性の向上を目的とした先端設備等導入計画を市が認定することにより、導入した設備に係る固定資産税を軽減します。 ⇒P26（重点事業）参照
工業団地等立地企業への各種補助	第1～5工業団地、大和田産業団地、商工タウンへの進出企業を対象とした各種補助金等により、企業の経営強化を支援します。 ⇒P27（参考）参照

事業名	事業概要
関係機関との連携強化による経営改善の支援	栃木県中小企業再生支援協議会や経営改善支援センターとの連携を強化することにより、事業の成長や経営改善を目指す経営者の早期対応などを支援します。
BCP（事業継続計画）策定の支援	防災・減災の事前対策に関する中小企業のBCP（事業継続計画）策定を支援することにより、各事業者の経営安定化を図るとともに、中小企業が金融支援や税制措置を受けられる事業継続力強化計画認定制度の活用を推進します。
小規模事業者の自然災害等対策を支援する事業継続力強化支援計画の策定	小規模事業者における自然災害等対策（BCP策定を含む）の支援強化を図るため、市と商工団体の共同により、小規模事業者支援法に基づく事業継続力強化支援計画を策定します。
小規模事業者の経営発達を推進する経営発達支援計画の策定	小規模事業者に対する経営発達支援の強化を図るため、市と商工団体の共同により、小規模事業者支援法に基づく経営発達支援計画を策定します。
キャッシュレス・消費者還元事業、マイナポイント等の普及啓発	経済産業省が推奨するキャッシュレス決済の導入及び消費者還元事業や、その後に実施が検討されている「マイナポイント」等の普及啓発を推進し、消費者の利便性向上と中小企業の経営強化を支援します。 ⇒P27（参考）参照

1-2 関係団体への支援・活用

- 市内中小企業・小規模企業の振興において重要な役割を担い、各種事業を行う商工団体等の運営を支援します。
- 関係機関・団体との連携を強化することで、中小企業・小規模企業が抱える課題や持続的な発展に向けた包括的な支援を行います。

【主な推進事業】

事業名	事業概要
商工団体への支援	真岡商工会議所及びにのみや商工会の運営経費を一部補助することにより、中小企業の経営強化・維持改善に資する活動を支援します。
商工関連団体への支援	商店会連合会や真岡産業振興会、公設芳賀地方卸売市場など、商工関連団体の運営経費を一部補助することにより、関連事業者の各種経営活動を支援します。
工業団地等への支援	工業団地総合管理協会及び商工タウン管理協会の運営経費を一部補助することにより、立地企業の発展に資する各種活動を支援します。
とちぎ地域企業応援ネットワークの活用	栃木県中小企業・小規模企業の振興に関する条例の趣旨を踏まえ、関係機関で構築したオール栃木の応援ネットワークへの参加及び構成団体との連携を通じて、市内中小企業への切れ目のない支援につなげます。

■重要業績評価指標（KPI）

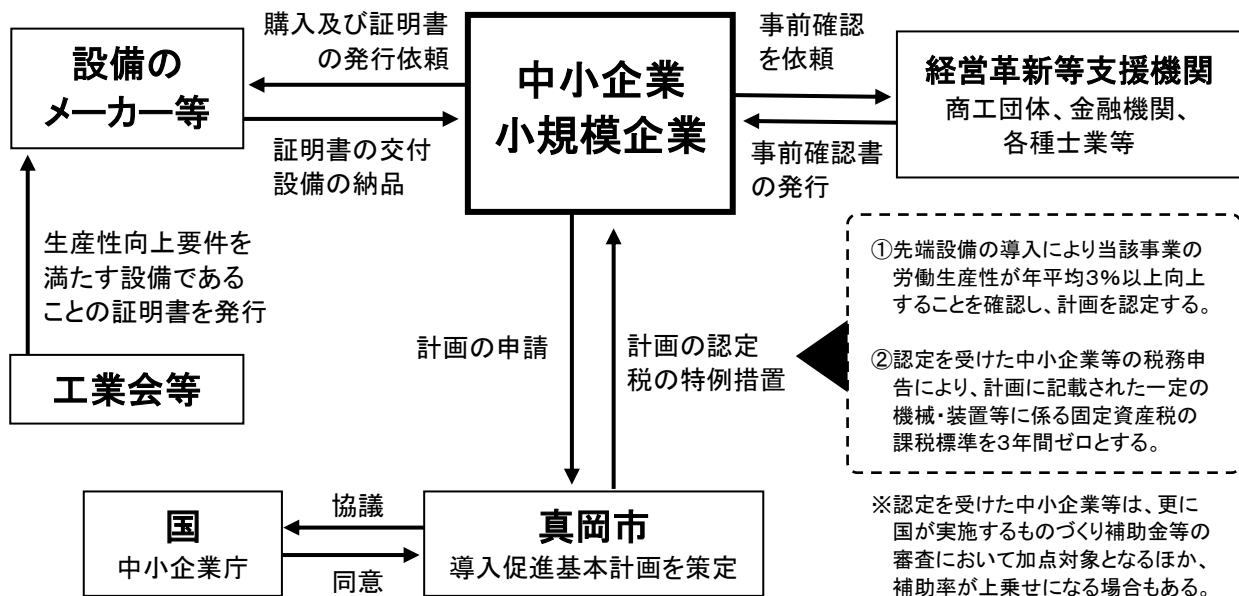
先端設備投資導入計画認定件数		
10件 [令和元年度見込み]	⇒	15件 [令和2～6年度平均]

工業団地等立地企業に係る補助金交付件数		
19件 [令和元年度見込み]	⇒	30件 [令和2～6年度平均]

重点事業 事業者向け支援制度ガイドブックの概要

名称	事業者向け支援制度ガイドブック 令和2年度版
内容	市補助金等の詳細、交付要件、申請書類、申請窓口、問い合わせ先など
仕様	A4判、50ページ程度（令和2年7月頃発行予定）
設置場所	真岡市産業部商工観光課、真岡商工会議所、にのみや商工会ほか

重点事業 先端設備等導入計画の認定による固定資産税の特例措置（令和元年度）

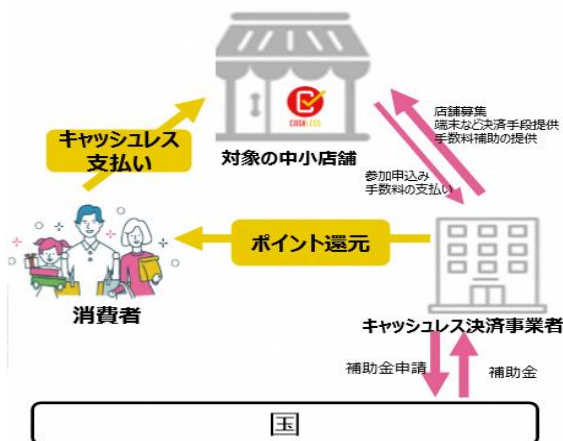


参考 工業団地等立地企業への補助金一覧（令和元年度）

	名称	対象区域	補助内容	主な要件
1	企業立地促進事業費補助金	第4・5工業団地 大和田産業団地	投下固定資産税等相当額 （限度額1億円、補助期間3年以内）	用地取得面積1,000㎡以上、用地取得から5年以内に操業開始
2	企業立地緑化促進事業補助金	第5工業団地 大和田産業団地	緑化事業費の1/3 （1企業1回、限度額1500円/㎡、総額500万円）	用地取得面積1,000㎡以上、用地取得から5年以内に操業開始、操業開始日から2年以内に緑化事業実施
3	企業立地雇用促進補助金	第1～5工業団地 大和田産業団地 商工タウン	新規雇用者1人当たり25万円 （1企業1回、限度額1,250万円）	1又は6の補助金対象企業、事業開始日の1年前～開始後2年の期間に市民を新規雇用し1年以上継続
4	企業立地促進水道料金補助金	第5工業団地 大和田産業団地	水道使用開始の翌年度から料金の30% （限度額100万円/年、補助期間3年）	用地取得面積1,000㎡以上、用地取得から5年以内に操業開始
5	企業定着促進事業費補助金	第1～5工業団地 大和田産業団地 商工タウン	投下固定資産税相当額の内100万円を超える額 （限度額500万円/年、補助期間3年、R5.3.31まで）	操業実績5年以上で投下固定資産総額1億円以上の設備投資、要事前相談
6	工業用地有効利用促進事業費補助金	第1～5工業団地 大和田産業団地 商工タウン	固定資産税等相当額 （限度額1億円、補助期間3年以内、R5.3.31まで）	対象区域の未利用地を1,000㎡以上取得、用地取得から3年以内に操業開始、規定人員の新規雇用

参考 キャッシュレス・消費者還元事業の概要

■ 制度の仕組み



■ ポイント還元の支援内容

	加盟店手数料	決済端末	ポイント還元
中小・小規模事業者	実質 2.17%以下 (期間後の手数料は開示)	負担ゼロ	5%
フランチャイズチェーン ガソリンスタンドなど	×	×	2%

キャッシュレス・消費者還元事業とは、2019年10月1日の消費税率引上げに伴う需要平準化対策と生産性の向上及び消費者の利便性向上のため、消費税率引上げ後の9カ月間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を支援する事業です。

対象となる中小・小規模企業は、キャッシュレス化にあたり、①決済手数料補助、②端末補助などの支援が受けられます。また、消費者へのポイント還元の原資も国が負担します。

基本施策 2 創業支援等事業計画及び関連事業の推進

■施策の方向性

市内で創業を目指す経営者の育成を図るとともに、創業支援等事業計画に基づく各種支援及び関連事業を推進し、地域経済に新たな活力をもたらす市内での創業を促進します。 ⇒P29（重点事業）参照

■具体的な取組

2-1 創業者の育成

○起業・創業のためのセミナー等の開催や情報提供、創業希望者同士の交流・情報交換の場の創出等により、創業者の掘り起こしと育成を図ります。

【主な推進事業】

事業名	事業概要
創業セミナー等の開催	創業希望者又は起業に興味のある人を対象とする創業セミナー及び女性向け創業スクール（女性創業塾）を開催します。
栃木県産業振興センターとの連携推進	創業支援等事業計画に基づき、栃木県産業振興センターが実施する創業希望者交流サロン、創業サポートアカデミー等の各種事業について、連携を強化することにより、市内の創業者育成を支援します。

2-2 創業にかかる各種支援

- 創業支援等事業計画に基づき、創業に必要な資金の貸付や事業拠点の確保等の各種支援を行います。
- 関係団体等と連携し、創業に関するワンストップ相談窓口の周知及び利用促進や情報提供等を行います。

【主な推進事業】

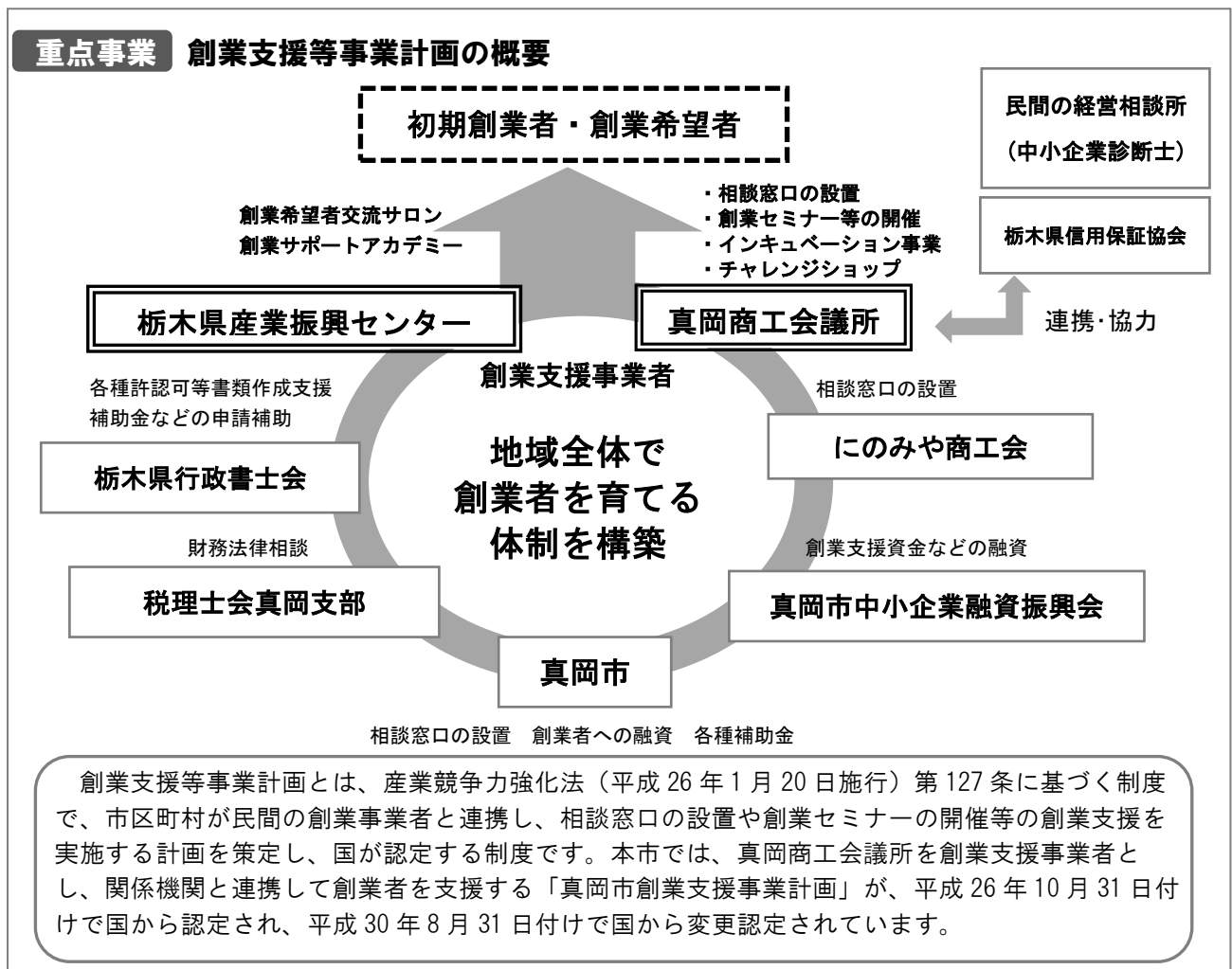
事業名	事業概要
空き店舗利用者への家賃等補助	中心市街地の空き店舗を利用する出店者を対象に、店舗改装費及び家賃を補助することにより、中心市街地の賑わい創出を図るとともに創業者を支援します。 ⇒P30（重点事業）参照
チャレンジショップの運営支援	店舗運営の経験ができるチャレンジショップ（貸店舗）を運営する真岡商工会議所に対し、施設整備等に係る経費の一部を補助することにより、利用する創業希望者の利便性向上を図ります。

事業名	事業概要
インキュベーション施設の貸付	市内での創業希望者を対象に、商工会議所において実施する事務室（インキュベート・オフィス）の貸付事業を推進します。
中小企業販路開拓支援事業（創業者支援）	市内で創業又は事務所設置から3年以内の中小企業・小規模事業者を対象に、新製品開発等の販路開拓事業に係る費用の一部を補助します。 新製品開発・販路開拓支援補助金 ⇒P30（重点事業）参照

■重要業績評価指標（KPI）

創業者数 (創業支援事業計画に基づき支援した人数)	
5人 [令和元年度見込み]	⇒
8人 [令和2~6年度平均]	

新製品開発・販路開拓支援補助金 交付件数	
2件 [令和元年度見込み]	⇒
4件 [令和2~6年度平均]	



重点事業 空き店舗利用者への家賃等補助

事業名	真岡市中心市街地空き店舗活用事業		
対象地区	真岡地区	真岡市中心市街地活性化基本計画に規定する荒町、田町、台町の一部	
	二宮地区	概ね市道 121 号線久下田上交差点から久下田下交差点までの沿線区域	
対象者	対象地区において、空き店舗(3 カ月以上未利用の事務所等)を利活用した出店者		
対象経費 補助率等	個人利用	改装費補助	対象経費：店舗等を改善するための改装費や店舗と一体になって使用する備品など 補助率：対象経費の30%以内 限度額：60万円（出店時のみ1回限り）
		家賃補助	対象経費：店舗物件の家賃（敷金・礼金を除く） 補助率等：家賃の1/2以内 限度額：月額3万円以内 補助期間：開業した月の属する日から12カ月
	団体利用 ※	改装費補助	対象経費：店舗等を改善するための改装費や店舗と一体になって使用する備品など 補助率：対象経費の3/4以内 限度額：60万円（出店時のみ1回限り）
		家賃補助	対象経費：店舗物件の家賃（敷金・礼金を除く） 補助率等：家賃の3/4以内 限度額：月額3万円以内 補助期間：開業した月の属する日から36カ月

※団体利用とは、コミュニティ団体や商店街団体が休憩所や多目的ホールなどのコミュニティ施設として、または商店街の不足業種補完のための活動拠点として空き店舗を活用する場合

重点事業 新製品開発・販路開拓支援補助金（創業者支援）

名 称	真岡市新製品開発・販路開拓支援補助金	
補助対象者	市内において新たに創業又は事業所等の設置を行う者で、新製品開発等の販路開拓事業を行う者（個人開業等をした日から3年以内）	
対象経費	新製品開発等	① 大学及び研究機関等との共同開発に係る経費 ② 原材料及び副資材の購入に係る経費 ③ 設備及び機械装置の購入並びにリースに係る経費 ④ 工具器具の購入に係る経費 ⑤ 外注加工及びデザイン開発に係る経費 ⑥ その他市長が特に必要と認める経費
	販路開拓	① 見本市・展示会の会場に係る経費 ② 出品物の輸送に係る経費 ③ その他市長が特に必要と認める経費
補助率等	対象経費の1/2以内（限度額30万円） ※1事業者1回のみ	

基本施策3 新技術・新商品の開発支援及び販路拡大への支援

■施策の方向性

中小企業・小規模企業や地域が持つ強みを活かし、需要に応じた付加価値の高い商品・サービスの開発・提供、国内外への販路拡大など、新たなチャレンジに挑む中小企業・小規模企業の取組を支援します。

■具体的な取組

3-1 産学官連携・異業種連携の推進

- 企業が大学や公的研究機関等と連携し、技術向上や新製品の開発、販路拡大等に取り組む産学官連携を推進します。
- 農商工連携や情報通信業との連携など、市内産業の強みや社会ニーズに応じた商品・サービスの提供を創出するための交流機会の創出を図ります。

【主な推進事業】

事業名	事業概要
ビジネスマッチング事業の開催	市内事業者を中心としたビジネスマッチング事業を開催し、異業種交流を推進することにより、新技術・新商品の開発及び販路拡大を支援します。 ⇒P33（参考）参照
地元教育機関と連携した新商品開発及び産学連携の支援	包括連携協定と締結した真岡北陵高校をはじめとする地元教育機関と連携し、いちごや真岡もめんなど、本市特産品を活用した新商品開発や産学連携を支援します。
農商工連携の推進	本市、真岡商工会議所、にのみや商工会、JAはが野の4者で平成30年12月に締結した「農業と商工業の連携を通じた産業振興に関する協定」に基づく各種の取り組みを支援します。

3-2 費用負担の軽減

- 新たな技術や商品開発、販路拡大に向けた展示会への参加・出店等に必要の費用の一部を補助するなど支援の充実を図ります。

【主な推進事業】

事業名	事業概要
サポートユアビジネス事業の推進	中小企業による創造的な技術や製品、地域資源の活用等について、栃木県産業振興センターが研究開発費用の一部を補助するサポートユアビジネス事業を支援します。

事業名	事業概要
産業財産権取得事業費補助金	中小企業における産業財産権（特許・実用新案・意匠登録・商標登録）に係る出願費用の一部を補助します。また、関係機関との連携強化により、利便性の向上を図ります。 ⇒P32（重点事業）参照
中小企業販路開拓支援事業（創業者支援）【再掲】	市内で創業又は事務所設置から3年以内の中小企業・小規模事業者を対象に、新製品開発等の販路開拓事業に係る費用の一部を補助します。 新製品開発・販路開拓支援補助金 ⇒P30（重点事業）参照
中小企業販路開拓支援事業（事業承継者支援）	市内で事業承継から3年以内の中小企業・小規模事業者を対象に、新商品・新サービスの開発費用や展示会等の出展費用の一部を補助します。 事業承継者支援補助金 ⇒P41（重点事業）参照
中小企業販路開拓支援事業（小規模事業者支援）	市内で創業等又は事業承継から3年を経過している小規模事業者を対象に、新商品・新サービスの開発費用や展示会等の出展費用の一部を市の採択により補助します。 小規模事業者支援補助金 ⇒P33（重点事業）参照

■重要業績評価指標（KPI）

ビジネスマッチング出展企業数	産業財産権取得事業費補助金交付件数
15社 <small>〔令和元年度〕</small>	3件 <small>〔令和元年度見込み〕</small>
⇒	⇒
20社 <small>〔令和2～6年度平均〕</small>	5件 <small>〔令和2～6年度平均〕</small>

重点事業 産業財産権取得事業費補助金（令和2年度補助率アップ）

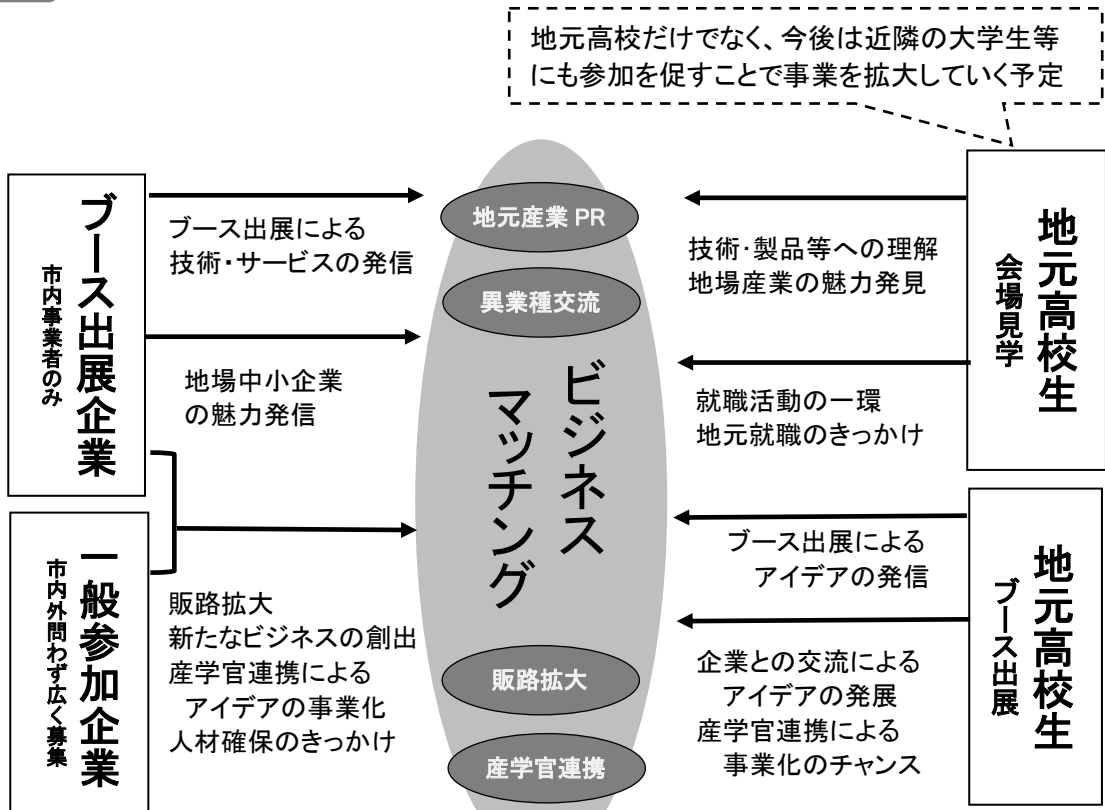
名 称	真岡市産業財産権取得事業費補助金
補助対象者	市内に主たる事業所を有し、満1年以上事業を継続している中小企業者（個人事業主を含む）
対象経費	補助対象者が自ら開発した製品、技術、意匠等に係る産業財産権（特許、実用新案、意匠登録、商標登録）の出願に要する出願料、審査請求料（出願と同時申請の場合のみ対象）、弁理士手数料など
補助率等	対象経費の3/4以内（限度額 特許のみ30万円、その他は10万円）
備 考	補助金の交付は年度内につき1事業者1回限りとする

重点事業

小規模事業者支援補助金（令和2年度新規事業）

名 称	真岡市小規模事業者支援補助金
補助対象者	市内で創業等又は事業承継から3年を経過している小規模事業者で、新商品・新サービスの開発又は市外展示会等への出展を行う者
主な補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業信用保険法に定める業種であること ・ 当該事業に専念していること ・ 市内商工団体の支援を受け事業計画を策定していること ・ 所定の期間内に事業計画書等の申請書類を市へ提出し、採択されること
対象経費	機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、専門家謝金、委託費など（汎用性があり目的外使用になり得るもの等は対象外）
補助率等	対象経費の1/2以内（限度額20万円）

参 考 ビジネスマッチング事業の概要



主催：真岡商工会議所
 共済：真岡市、真岡工業団地総合管理協会、にのみや商工会
 後援：(株)足利銀行、(株)常陽銀行、(株)栃木銀行、(株)筑波銀行、真岡信用組合

基本施策 4 人材育成及び人材確保への支援

■施策の方向性

地域経済・企業活動を支える市内中小企業・小規模企業の経営者及び従業員の育成に取り組むとともに、様々な機会を通じて本市産業及び中小企業・小規模企業の魅力を伝えつつ、人材確保のための取組を支援します。

■具体的な取組

4-1 人材育成への支援

- 市内企業の従業員の知識の習得や技術・管理能力等の向上を図るための取組を推進します。
- 関係団体と連携し、企業経営者の育成支援や従業員の育成に取り組む企業等に対し、研修・セミナー等の情報提供や施設・設備の提供等の支援を行います。

【主な推進事業】

事業名	事業概要
優秀社員・技能検定試験合格者の表彰	市内事業所における優秀社員及び技能検定試験合格者を表彰することにより、従業員の勤労意欲高揚や技能水準向上を支援します。
共同高等産業技術学校の事業費負担による技能者等の育成支援	建築関係技能者及び技術者の職業訓練施設である真岡共同高等産業技術学校の事業費を一部負担することにより、市内事業所における人材育成の取組を支援します。
勤労者研修交流施設井頭温泉チャットパレスの利用促進	勤労者研修交流施設として各種会議室や宿泊機能を備える井頭温泉チャットパレス（いちごチャットパレス）のPRを推進することにより、研修や福利厚生事業等の利用促進を図ります。 ⇒P36（参考）参照

4-2 人材確保に向けた支援

- 新規学卒予定者やU・I・Jターン希望者、地元高校生等の市内企業への就労支援を行います。
- 市内産業の魅力や市内企業に関する情報発信を行うとともに、企業説明会等の機会の充実を図り、市内企業への就業促進と雇用のマッチングを推進します。
- 女性や高齢者、障がい者等の就労機会の創出を図るとともに、継続して働き続けることができる就労環境の整備に向けた支援の充実を図ります。

【主な推進事業】

事業名	事業概要
地元学生との交流事業による人材確保の支援	ビジネスマッチング事業に併せて地元の高校生や近隣の大学生等を招待する交流事業（産学官連携事業）を同時開催することにより、地場産業のPR及び人材確保を支援します。 ⇒P33（重点事業）参照
合同就職面接会の開催	市内事業者等における人材の確保と、市内での就職を希望する新卒者及び一般求職者の支援を目的として合同就職面接会を開催します。
真岡市UIJターン就業定住助成金による人材確保の支援	市内に本店を有する中小企業に就業又は創業した転入者を対象とする真岡市UIJターン就業定住助成金により、市内への移住定住を促進するとともに、中小企業の人材確保を支援します。（真岡市移住支援金との重複申請可） ⇒P36（重点事業）参照
真岡市移住支援金（県補助事業）による人材確保の支援	東京圏に5年以上在住等の要件を満たした上で、県指定サイト登録企業に就職した転入者を対象とする真岡市移住支援金により、市内への移住定住を促進するとともに、中小企業の人材確保を支援します。
就労者定住促進奨学金返還支援事業	所定の奨学金を利用し、卒業後の市内居住要件等を満たした方を対象に、返済した奨学金の一部を補助することにより、就労者の市内移住定住を促進します。
とちぎジョブモールやハローワーク真岡と連携した高齢者・障がい者の就職活動支援	とちぎジョブモールで開催する高齢者や障がい者の各専門相談窓口や各種セミナーの利用促進を図るとともに、ハローワーク真岡とも連携を図りながら、高齢者・障がい者の就職活動を支援します。
とちぎ外国人材活用促進協議会等との連携推進	専門機関であるとちぎ外国人材活用促進協議会やハローワーク真岡との連携を強化することにより、各種相談窓口の利便性を高め、外国人労働者の人材確保を支援します。

■重要業績評価指標（KPI）

合同就職面接会参加企業数		
32社 [令和元年度]	⇒	35社 [令和2～6年度平均]

合同就職面接会来場者数		
39人 [令和元年度]	⇒	50人 [令和2～6年度平均]

UIJターン就業定住助成金交付件数		
3件 [令和元年度見込み]	⇒	30件 [令和2～6年度平均]

重点事業 真岡市UIJターン就業定住助成金及び真岡市移住支援金

制度の名称	真岡市UIJターン就業定住助成金	真岡市移住支援金（県補助事業）
助成額	10万円～20万円	60万円／100万円
主な交付要件	転入時期	平成30年4月1日（目安）～令和5年3月31日
	前住所地及び期間	真岡市外に1年以上在住
	申請日の制限	就業（創業）後引続き6カ月以上在職、かつ就業（創業）日の年齢が35歳未満
	就業先	市内に本店を有する中小企業（個人開業等を含む）
	雇用形態	週30時間以上の無期雇用
		平成31（令和元）年4月23日～
		東京23区に5年以上在住又は東京圏に5年以上在住し、かつ5年以上23区に通勤
		就業後引続き3カ月以上在職、かつ転入後3カ月以上1年以内
		県指定サイト掲載企業 https://www.workwork-tochigi.jp
		週20時間以上の無期雇用

参考 真岡市勤労者研修交流施設井頭温泉チャットパレスの概要



大研修室 100席 (185.22㎡)

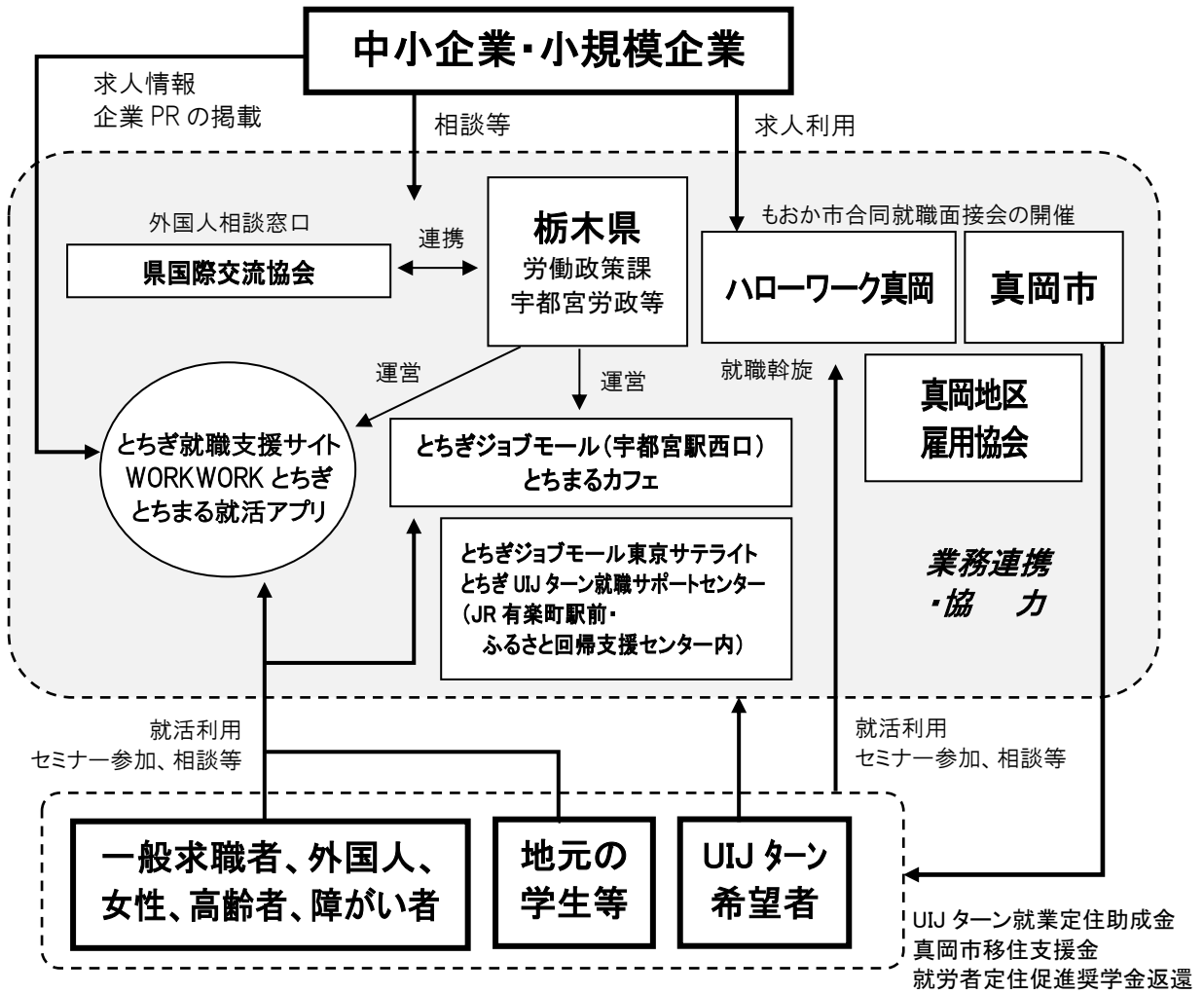
和室会議室 32席 (36畳)

小会議室 16席 (36.29㎡)

会議室利用		午前 9:00-12:00	午後 13:00-17:00	夜間 18:00-21:00	全日 9:00-21:00	プロジェクター 3,000円
大研修室	全体使用	7,500円	10,000円	7,500円	23,000円	コピーボード 2,500円
	3/4分割	5,550円	7,400円	5,550円	16,500円	DVDデッキ 1,000円
	1/2分割	3,750円	5,000円	3,750円	11,500円	テレビモニター 1,000円
和室研修室		3,600円	4,800円	3,600円	10,500円	各種の飲み物、弁当、軽食、 懇親会メニューなど対応可。
小会議室		1,800円	2,400円	1,800円	5,000円	お得な宿泊パックもあります。 ※消費税別

客室利用	定員	区分	宿泊料金(平日1泊2食付) ※消費税・入湯税込み					
			1名利用	2名利用	3名利用	4名利用	5名利用	6~8名利用
和室(7室) 和洋室(8室)	5名	大人	—	11,706円	10,626円	9,546円	9,006円	—
		子ども	—	7,560円	6,804円	6,048円	5,670円	—
洋室(2室)	2名	大人	12,246円	11,166円	—	—	—	—
		子ども	7,938円	7,182円	—	—	—	—
特別和室 (1室)	8名	大人	—	—	—	10,086円	9,546円	9,546円
		子ども	—	—	—	6,426円	6,048円	6,048円

参 考 人材確保支援の概要



基本施策 5 労働環境や勤労者福祉向上の支援

■施策の方向性

多様な人材が活躍し、希望する仕事と生活の調和を実現できる労働環境の整備と福利厚生向上を支援します。

■具体的な取組

5-1 福利厚生事業の支援

○市内中小企業・小規模企業が行う福利厚生事業の充実を支援します。

【主な推進事業】

事業名	事業概要
協定宿泊施設の利用料金助成による福利厚生事業の支援（勤労者元気アップ支援事業）	市内中小企業等の従業員及び被扶養者（事業主は除く）を対象に、市協定宿泊施設の利用料を一部補助する勤労者元気アップ支援事業により、中小企業の福利厚生事業を支援します。 ⇒P39（重点事業）参照
勤労者研修交流施設井頭温泉チャットパレスの利用促進【再掲】	勤労者研修交流施設として各種会議室や宿泊機能を備える井頭温泉チャットパレス（いちごチャットパレス）のPRを推進することにより、研修や福利厚生事業等の利用促進を図ります。

5-2 労働環境の整備促進

○関係機関と連携し、多様な働き方ができ、安心して働くことができる労働環境の整備を促進するための普及啓発を推進します。

【主な推進事業】

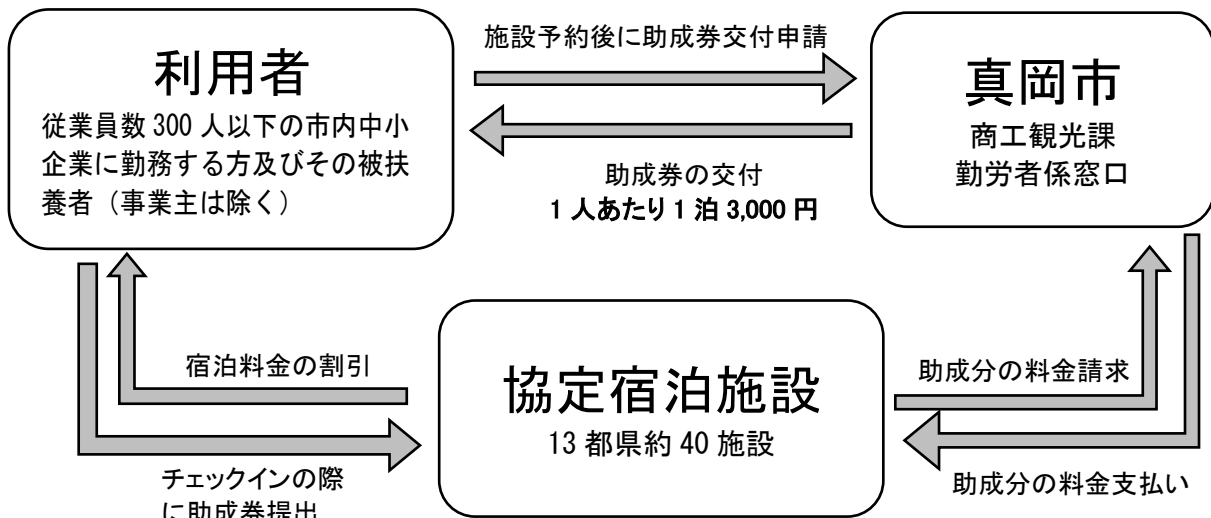
事業名	事業概要
だれもが働きやすい職場環境づくりに向けた啓発	ポジティブ・アクションや女性活躍推進法に定める一般事業主行動計画策定に向けた取組を事業者に対して啓発するとともに、男女共同参画推進事業者表彰等、労働環境の改善や勤労者福祉の向上に関する各種制度の普及啓発を推進します。 ⇒P39（重点事業）参照
栃木働き方改革推進支援センターとの連携推進	栃木働き方改革推進支援センターとの連携を強化し、市内事業者等へ働き方改革の普及啓発を図ることにより、労働環境の整備を推進します。

■重要業績評価指標（KPI）

協定宿泊施設の利用料金助成件数	
200 件 [令和元年度]	⇒
250 件 [令和 2～6 年度平均]	

広報紙における優良企業の紹介回数	
—	⇒
2 回 [令和 2 年度実施予定]	2 回 [令和 2～6 年度平均]

重点事業 協定宿泊施設の利用料金助成（勤労者元気アップ支援事業）の概要



※協定宿泊施設の情報や申請種類については市ホームページをご覧ください。

重点事業 だれもが働きやすい職場環境づくりに向けた啓発

第3次真岡市男女共同参画社会づくり計画に基づく主な関連事業	
<ul style="list-style-type: none"> ○事業所を対象としたポジティブ・アクションの啓発 ○女性活躍推進法に定める一般事業主行動計画策定に向けた事業所への啓発 ○真岡市男女共同参画推進事業者表彰の実施 	

労働環境の改善や勤労者福祉の向上に関するその他の制度	
<ul style="list-style-type: none"> ○健康経営優良法人表彰（経済産業省） ○健康長寿とちぎづくり表彰（栃木県） 	<ul style="list-style-type: none"> ○えるぼし・くるみん認定（厚生労働省） ○イクボス宣言（NPO 法人ファザーリング・ジャパン）等

※「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

基本施策 6 円滑な事業承継の支援

■施策の方向性

事業承継に関する各種制度等の情報提供や相談窓口の利便促進等を通じて、市内中小企業・小規模企業の円滑な事業承継を支援します。

■具体的な取組

6-1 円滑な事業承継の支援

○県事業引き継ぎ支援センター等と連携し、円滑な事業承継に向けた相談支援につなげるとともに、積極的な情報提供等を行います。

【主な推進事業】

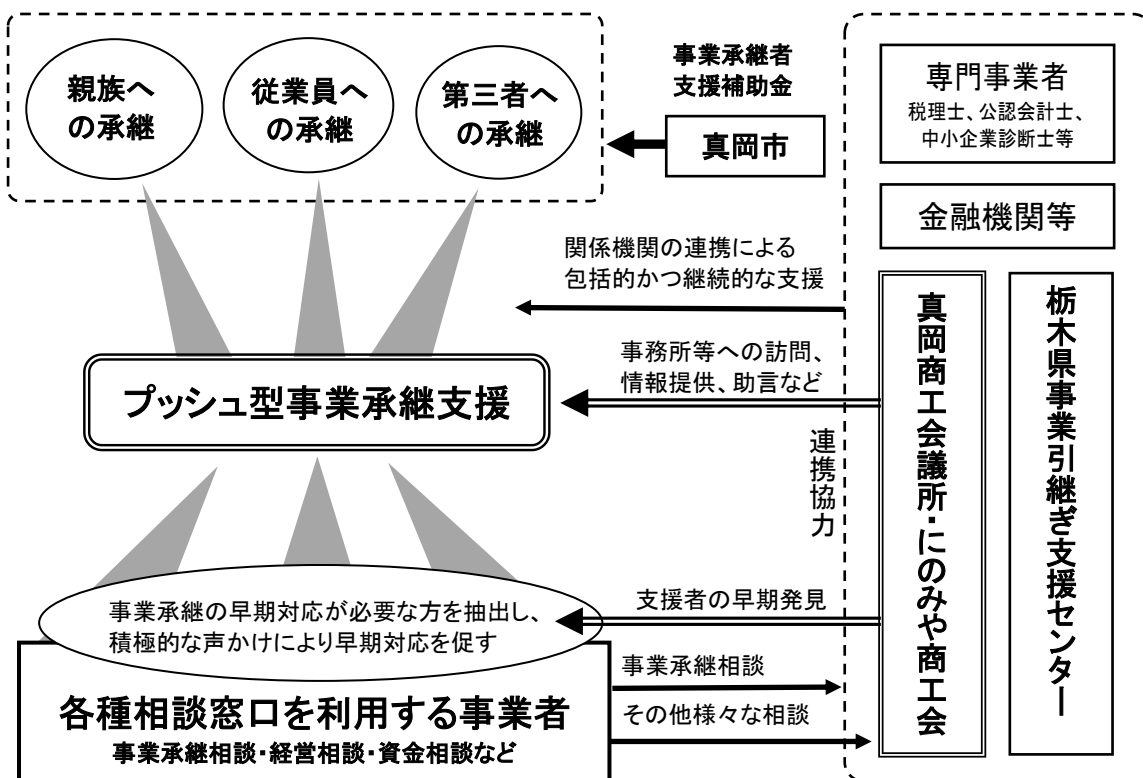
事業名	事業概要
栃木県事業引き継ぎ支援センターとの連携推進	栃木県事業引き継ぎ支援センター等関係機関との連携を強化することにより、真岡商工会議所、にのみや商工会、市内金融機関等における相談窓口の利便性を高め、事業承継支援の充実を図ります。
事業承継出張相談会の開催	専門機関である栃木県事業引き継ぎ支援センターと連携し、真岡商工会議所において出張相談会を開催します。
プッシュ型事業承継支援による早期対応の促進	事業承継の早期対応が必要と思われる事業者を対象に、訪問して情報の提供や助言等を行うプッシュ型事業承継支援事業を実施します。 ⇒P41（重点事業）参照
中小企業販路開拓支援事業（事業承継者支援）【再掲】	市内で事業承継から3年以内の中小企業・小規模事業者を対象に、新商品・新サービスの開発費用や展示会等の出展費用の一部を補助します。 事業承継者支援補助金 ⇒P41（重点事業）参照

■重要業績評価指標（KPI）

事業承継に関する相談受付件数	
5 件 [令和元年度見込み]	⇒
8 件 [令和2~6年度平均]	

事業承継者支援補助金 交付件数	
— [令和2年度創設]	⇒
4 件 [令和2~6年度平均]	

重点事業 プッシュ型事業承継支援の概要



重点事業 事業承継者支援補助金（令和2年度新規事業）

名 称	真岡市事業承継者支援補助金
対 象 者	市内で主たる事業所を有し10年以上継続していた事業を引継ぎ、3年以内の中小企業・小規模事業者で、新商品・新サービスの開発又は展示会等の出展を行う者
主な補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業信用保険法に定める業種であること ・ 当該事業に専念していること ・ 市内商工団体の支援を受け事業計画を策定していること
対 象 経 費	機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、専門家謝金、委託費など（汎用性があり目的外使用になり得るもの等は対象外）
補 助 率 等	対象経費の1/2以内（限度額30万円） ※1事業者1回のみ

基本施策 7 資金調達の支援

■施策の方向性

中小企業・小規模企業の円滑な事業運営に必要な資金調達を支援します。

■具体的な取組

7-1 各種資金の貸付及び相談支援

- 市内中小企業・小規模企業に対し、運転資金、設備資金の貸付及び保証料の全額補助を行います。
- 必要な資金の調達のための各種融資制度に関する情報提供を行います。
- 関係機関との連携を強化し、融資にかかる相談支援の充実を図ります。

【主な推進事業】

事業名	事業概要
商工振興資金（運転資金、設備資金等）の貸付	中小企業者等に対して市と金融機関が協調して運転資金、設備資金などを融資するとともに、その保証料を市が全額補助します。 ⇒P43（重点事業）参照
関係機関の連携強化による相談窓口の利便性向上	商工団体及び各金融機関、補助金等取扱機関が連携を強化することにより、各相談窓口の利便性向上を図ります。

7-2 利子補給による負担軽減

- 特定の融資制度を利用した場合の利子補給を行い、金利負担の軽減を図ります。

【主な推進事業】

事業名	事業概要
小規模事業者経営改善資金の貸付（マル経融資）及び利子補給	国の融資制度である小規模事業者経営改善資金（マル経融資）の利用を推進するとともに、支払った利子の一部を市が助成します。
中小企業等災害復旧利子補給事業	東日本大震災で被災した中小企業者に対し、栃木県が事業再建に必要な制度融資を行い、真岡市がその金利相当分の利子補給を行います。

■重要業績評価指標（KPI）

商工振興資金の利用件数	
220 件 [令和元年度]	⇒ 250 件 [令和 2～6 年度平均]

商工振興資金の新規貸出金額	
6 億 5970 万円 [令和元年度]	⇒ 8 億円 [令和 2～6 年度平均]

重点事業 市商工振興資金の貸付

資金名	主な要件	資金の用途	資金限度額	返済期間・年利
運転資金	市内で1年以上同一事業を営む中小企業者	商品仕入、買掛金支払、手形の決済等、真岡市商工振興資金(運転・設備)の既往借入金の借換え	1,000 万円	3～7 年以内 1.30～1.70%
設備資金	市内で1年以上同一事業を営む中小企業者	機械器具等の購入、設備の改善、従業員の福利に関する設備等の設備資金	2,000 万円	3～10 年以内 1.30～1.90%
創業資金	市内に事業所を開設する小規模企業者(居住要件等あり)	融資振興会等が創業に必要と認めた設備、運転資金(創業する方及び創業後1年未満)	500 万円	5 年以内 1.50%
季節資金	市内で1年以上同一事業を営む中小企業者	夏季(6月～8月)と年末(11月～12月)の商品仕入、買掛金支払、手形の決済等の運転資金	各々500 万円	夏季～翌年 3 月 年末～翌年 9 月 1.20%
特別小口資金	市内で1年以上同一事業を営む小規模企業者	融資振興会等が基盤の強化を必要と認めた企業の運転及び設備資金	300 万円以内	3 年以内 1.30%
商工業者育成資金	市内で1年以上同一事業を営む者で中小企業診断士の指導を受けている者	商品仕入、買掛金支払、手形の決済等、店舗の新、改築、機械器具等の購入、設備の改善	500 万円	5 年以内 1.20%

基本施策 8 地域経済の発展・活力向上のための取組

■施策の方向性

市内での消費喚起や賑わいの創出を図るとともに、本市の強みである農業や観光等、産業間の連携促進や地域内への波及効果の高い企業誘致等により地域経済の循環を促進するなど、本市産業の持続的な発展及び活力向上のための取組を推進します。

■具体的な取組

8-1 地域経済の活性化

- 地元での消費喚起を図るため、プレミアム付き商品券の発行や商店街の活性支援等を行います。
- 地域の賑わいを創出するため、大産業祭の開催・支援や関係団体等が実施する各種イベントの開催を支援します。

【主な推進事業】

事業名	事業概要
プレミアム付商品券発行支援事業	真岡商工会議所並びにのみや商工会が実施するプレミアム付き商品券の販売について、そのプレミアム分と経費の一部を市が補助することにより、地元商店での消費喚起と地域商業の活性化を図ります。 ⇒P46（重点事業）参照
商店会等における街路灯維持管理の支援	商店会または管理組合が共同で実施する街路灯事業を対象に、維持管理に係る費用の一部を補助します。
大産業祭の開催及び支援	実行委員会が実施する大産業祭について、その開催費用の一部を市が補助することにより、真岡市の商業、工業、農業、消費者活動を広く紹介し、地域経済の振興を図ります。 ⇒P46（参考）参照
地域振興を図る各種事業の開催及び支援	商工団体や商店会連合会等が実施する各種イベントやセミナー等について、開催経費の一部を市が補助することにより、本市産業の振興や地域の賑わい創出を支援します。

8-2 関連分野との連携

○本市及び近隣自治体の教育機関との連携や観光施策との連携により、地域経済の活性化を図ります。

【主な推進事業】

事業名	事業概要
教育機関との連携による地域産業の振興	宇都宮大学や真岡北陵高校、真岡工業高校など、まちづくりや賑わいづくりなど様々な分野で連携を図ることにより、地域経済の活性化を図ります。
観光施策との連携	DC（デスティネーションキャンペーン）を契機として生まれ変わった観光資源の有効活用を図るとともに、真岡鐵道沿線市町との連携し、広域的な誘客を展開することにより、地域経済の活性化を図ります。

8-3 企業誘致の推進

○地域に新たな活力と経済循環をもたらす企業の誘致を推進します。

【主な推進事業】

事業名	事業概要
新産業団地整備及び企業誘致の推進	新たな産業団地を整備するとともに、企業誘致を推進することにより、地域産業の振興を図ります。

■重要業績評価指標（KPI）

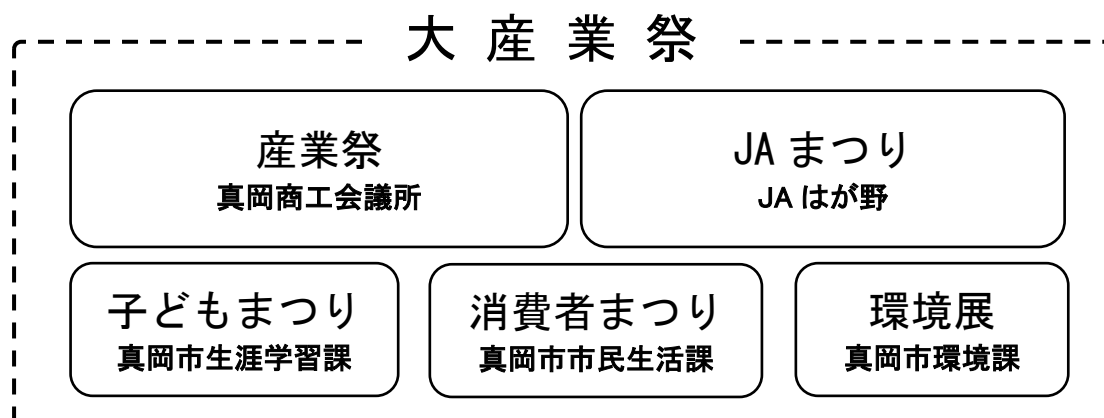
日常の買い物の便利さを感じている人の割合（市民意向調査）	新産業団地の分譲率
54.6% [令和元年度]	50% [令和6年度]
⇒	⇒
60% [令和6年度]	令和2年度：各種調査、法定協議、市街化区域編入 令和3年度以降：用地買収、造成工事、分譲開始

重点事業 プレミアム付き商品券の概要（令和元年度）

名 称	わたのみ商品券	にのみやプレミアム商品券
事業主体	真岡商工会議所	にのみや商工会
発行総額	1億6,500万円 (市補助額1,500万円)	4,400万円 (市補助額400万円)
利用期間	6月発売（発行総額に達した時点で販売終了）～12月末まで利用可	
購入できる方	18歳以上の真岡市民および市外在住で市内通勤・通学者	
内 容	価格：1セット1万円 内訳：1,000円券×11枚 中小店専用＝5枚 大型店・中小店共通＝6枚	価格：1セット1万円 内訳：500円券×22枚 中小店専用＝11枚 大型店・中小店共通＝11枚
購入限度額	1人3万円（1世帯15万円）	1人5万円（1世帯25万円）
イメージ		

参 考 大産業祭の概要

11月23日勤労感謝の日に市民広場をメイン会場として、真岡市の商業・工業・農業が集結する産業祭を中心に、JAまつりや子どもまつりなどが同時開催される秋の一大イベント。それぞれの会場で、地元グルメや特産品の販売、各種ステージイベント、無料配布や抽選会、体験コーナーなどが開催され、例年7万人以上（主催者発表）の人出で賑わいます。



第6章 計画の推進

1 推進体制

本計画の推進にあたっては、「真岡市中小企業・小規模企業の振興に関する条例」に基づき、各主体がそれぞれの責務・役割を果たしつつ、市内の中小企業・小規模企業及び経済団体、教育・研究機関、金融機関、栃木県その他関係機関と計画が目指す方向性を共有しつつ、連携・協働するとともに、庁内関係部局間の緊密な連携のもとで推進します。

2 市の責務と各主体の役割

(1) 市の責務

市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有します。中小企業・小規模企業の振興に関する施策の策定にあたっては、中小企業者及び関係機関等の意見を反映させるよう努めます。

また、市は、工事の発注、物品及び役務の調達等にあたっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大に努めます。さらに、中小企業者及び関係機関等との連携並びに協力の推進に努めます。

(2) 中小企業者の努力

中小企業者は、経済社会情勢の変化に対応してその事業の発展を図るため、自主的にその経営の改善及び向上に努めるものとします。また、地域における雇用機会の創出並びに従業員の労働環境の整備及び福祉の向上に努めるとともに、その事業活動を通じて地域の振興に寄与するよう努めるものとします。

さらに、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとします。加えて、中小企業者は、中小企業支援団体への加入に努めるものとします。

(3) 中小企業支援団体・金融機関・教育機関等の役割

中小企業支援団体は、中小企業・小規模企業の振興に主体的に取り組むとともに、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとします。また、中小企業支援団体は、中小企業者の多様な需要に対応するため、当該中小企業支援団体の職員の業務遂行能力の向上に努めるものとします。

金融機関等は、中小企業者の円滑な資金調達並びに経営の改善及び向上に協力するよう努めるとともに、市及び中小企業支援団体が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとします。

教育機関等は、教育等を通じて勤労及び職業に対する意識の啓発並びに中小企業・小規模企業の振興の担い手となる人材の育成に努めるとともに、中小企業・小規模企業の振興に協力するよう努めるものとします。

(4) 大企業者の役割

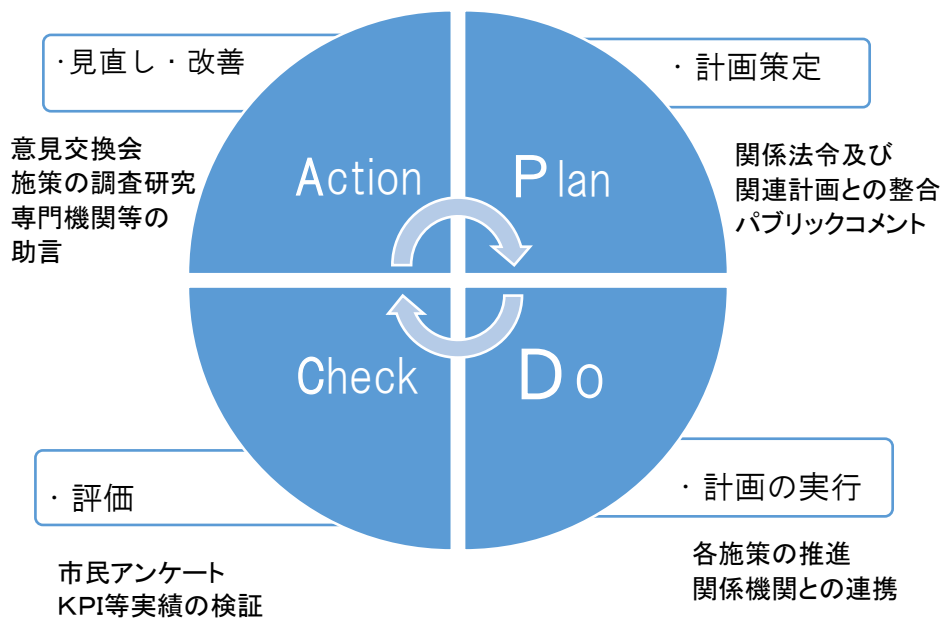
大企業者は、その事業活動並びに地域の経済及び社会における中小企業の重要性について理解を深め、中小企業の発展に貢献するよう努めるものとします。

(5) 市民の役割

市民は、中小企業・小規模企業の振興が地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出等地域住民の生活の向上に寄与することについて理解を深めるとともに、中小企業者が供給する製品及び役務の積極的な利用を通じて中小企業の発展に協力するよう努めるものとします。

3 PDCAによる進捗管理

本計画に基づく事業の実施にあたっては、定期的に費用対効果など具体的な検討を行うとともに、実施効果を把握・検証し、目標達成に効果的な実施方法・内容への見直し・改善を図りながら取り組みます。



真岡市中小企業・小規模企業振興計画

令和2（2020）年3月

発 行：栃木県真岡市
編 集：産業部商工観光課
〒321 - 4395 栃木県真岡市荒町 5191 番地
TEL 0285-83-8134 FAX 0285-83-0199
ホームページ <http://www.city.moka.lg.jp>
Eメール syoukou@city.moka.lg.jp